

設置の趣旨等を記載した書類

(花園大学 教育学部初等教育学科)

目次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	学部・学科の特色	21
3	学部・学科の名称及び学位の名称	25
4	教育課程の編成の考え方及び特色	26
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	33
6	実習の具体的計画	41
7	取得可能な資格	52
8	入学者選抜の概要	54
9	教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色	58
10	研究の実施についての考え方、体制、取組	61
11	施設・設備等の整備計画	62
12	管理運営	65
13	自己点検・評価	67
14	情報の公表	69
15	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	71
16	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	74

1 設置の趣旨及び必要性

1.1. 教育学部初等教育学科を設置する趣旨

花園大学は、深刻な小学校教員不足に対処するとともに、小学校教育の質の向上に資するため、教育学部初等教育学科を設置し、Reflection（ふりかえり）と Resilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する小学校教員の養成を行う。あわせて、特別支援学校及び幼稚園の教員並びに保育士の養成も行う。

(1) 教育関係者の意見の集約

急激な 18 歳人口の減少に直面する中で、花園大学は大学の将来構想を検討するため、学長が京都府、滋賀県、福井県、島根県の教育関係者を訪問し、2022 年度 33 機関、2023 年度 51 機関、2024 年度 69 機関（資料 1）の県市教育長及び学校長等の意見を集約したところ、小学校教員の養成が喫緊の課題であり、Reflection(ふりかえり)と Resilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育について基礎的な理解と能力を有する小学校教員の養成が急務であるとの結論に達した。

特に教員不足が深刻な課題となっている京都府北部、福井県、島根県の各地方自治体より、本学部設置への要望が多く寄せられている。（資料 2）

(2) 小学校教員の養成

花園大学は、1949 年に臨済宗妙心寺派が創設した大学であり、2024 年度現在、文学部（仏教学科、日本史学科、日本文学科）と社会福祉学部（社会福祉学科、臨床心理学科、児童福祉学科）の 2 学部 6 学科を、大学院として文学研究科と社会福祉学研究科の 2 研究科を擁する大学である。

教員養成については、2025 年度において、中・高等学校教諭（宗教、社会科、地理歴史、公民、国語、書道、福祉）、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、これらの教諭の教員免許状と、関連する資格である保育士資格とスクールソーシャルワーカー資格とが取得可能である。（資料 3）

今回の新設学部の設置は、幼稚園から高等学校までの主要な学校種の教員養成のなかで、本学が取り組んでこなかった小学校教員養成を新たに行おうというものである。

1.2. 教育学部初等教育学科を設置する理由・必要性

花園大学に教育学部初等教育学科を設置する理由・必要性は、小学校教員の不足、教員の質の維持・確保、中途退職者及び休職者の増、特別支援教育の基礎知識と能力の必要性、幼小連携の重要性など、小学校教員の養成にかかる諸課題に適切に対応するため、これらの課題への対応を踏まえた小学校教員養成、かつ、学校現場の中核的リーダーとして成長する小学校教員の養成が急務であると考えからである。

(1) 教員不足対策は喫緊の課題

文部科学省が 2021 年度に初めて全国規模で実施した「『教師不足』に関する実態調査」(2022 年 1 月)によれば、2021 年度始業日時点での「教師不足」の人数は 2,558 人であり、特に小学校は 1,218 人と突出している(資料 4)。

教員不足の要因について、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(2022 年 12 月)(資料 5)は、産休・育休取得者数や特別支援学級数の見込み以上の増加、講師名簿登録者数の減少等を挙げているが、学長が訪問機関から聴取した情報によれば、これらの要因とともに、中途退職者、学級崩壊の増加が挙げられている。

教員確保の問題は、本来教育委員会の責務であるが、現在ではその任務は各教育委員会から各学校に委ねられており、校長や教頭自らが、教員免許を有する者数十人から三桁を超える人数に打診している状況にあり、教員の確保は極めて困難であり、かつ、不足状況は恒常化している。現に多くの小学校では副校長・教頭も学級担任となり、校長も授業を担当している。このような不正常的な状況を直ちに解決しないと、日本の小学校教育が瓦解してしまう恐れすらある。

(2) 教員の質の問題

文部科学省の「令和 6 年度(令和 5 年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施状況について」(2024 年 12 月)によると、公立小学校教員の競争率(採用倍率)は 2.2 倍で過去最低となっている。小学校の競争率が過去最高であったのは 2000 年度の 12.5 倍であり、そのときの採用者数は 3,683 人であった。これに対し、2024 年度の採用者数は、2000 年度の 4.6 倍の 16,793 人となっている。(資料 6)

各地の教育委員会では、「競争率の低下は採用される新採教員の質の低下をもたらす。競争率 2 倍では質の担保は困難である。」と、現状に強い危機感を持っている。

新採教員の何が問題か。訪問機関の校長等は新採教員について次のように指摘する。「指導案を教える。」「教材を理解していない。」「授業の準備をしないで学校に来る。」「授業を豊かなものとするができる子どもの発言や活動を取り上げることができない。」「子どもに心に寄り添うことができない。」「突然、辞めると言ってくる。」

(3) 中途退職者や休職者の増

文部科学省の「令和 4 年度学校教員統計」(2024 年 3 月)によると、公立小学校で、定年以外の理由で退職する教員は、2012 年度間の 6,015 人(全退職者の 33.4%)から 2021 年度間の 7,024 人(全退職者の 46.7%)と増加している。(資料 7)

また、文部科学省の「令和 5 年度公立学校教職員の人事行政状況調査」(2024 年 12 月)によると、2023 年度、公立学校全体(小学校から高等学校、特別支援学校を含む。)の精神

疾患による病気休職者数 7,119 人、在職者に占める精神疾患の割合 0.77%といずれも、過去最高である。2013 年度の 5,079 人、0.55%、2003 年度の 3,194 人、0.35%と比較すると、大幅に増加していることが明らかである。(資料 8)

「ゴールデンウィーク明けの不登校」、「2 学期開始とともに学級崩壊」というのは、児童生徒のことではなく教員のことである。現場の校長たちは、新採教員は「折れやすい」「こわれやすい」という。「Resilience (しなやかさ)」が必要だと校長たちが強く訴える。

(4) 学校内外における協働性の喪失

教員の質の問題、中途退職者や休職者の増の問題に対し、学長が訪問した教育機関の長たちが一様に「学校内外における協働性の喪失」をその主要な原因の一つとして挙げる。

従来、日本では、公的な研修会に加えて、校内の教師の豊かな同僚性に支えられた教え合いや学び合い、学校内外で実施される授業研究、有志による民間の教育サークルでの活動など、自発的な学習の場を基盤とする入職後の力量形成の機会が豊富に存在していた。

しかしながら今日、事務処理の標準化に伴う事務量の増大、非常勤職員や教員以外の専門職員の大幅な増加に伴う調整業務の増大などにより、新任教員の授業準備や子ども対応にかかる時間の減少、先輩教員も含めた教え合いや学び合いの機会の減少など、入職後の力量形成を支える諸条件の困難化や貧困化が見られる。さらに、学校外における様々な研究会活動が多く都道府県で停滞・衰退の一途をたどっており、若手教員は、他の教員の「授業を見たい」との強い思いを持っていても、それが実現できない状況にある。

そして、これまでであれば、新採教員が、同僚教員あるいは先輩教員の助言や支えで、「折れること」から立ち止まることができたのに、今は、簡単に「こわれてしまう」。

(5) 特別支援教育を受ける児童生徒数の増

文部科学省の「特別支援教育に関する調査」によれば、義務教育段階の児童生徒数は 2013 年の 1,030 万人から 2023 年の 941 万人と 0.9 割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は 2013 年度の 32.0 万人 3.1%から 2023 年度の 65.4 万人、7.0%と倍増、特に特別支援学級に学ぶ児童生徒数が 2013 年度の 17.5 万人 2.0%から 2023 年度の 37.3 万人 4.0%へ 2.1 倍、通級による指導を受ける児童生徒数が 2013 年度の 7.8 万人 1.0%から 2022 年度の 19.6 万人 2.1%へ 2.5 倍と増加が顕著である。(資料 9)

さらに、文部科学省の推計(「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」2022 年 12 月)によると、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は小・中学校で 8.8%、学種では小学校で 10.4%と言われている。これからの小学校教員にとって、特別支援教育の基礎的な理解と能力は必須といえる。

(6) 幼小連携の重要性

小学校教員の養成において考えなければならないのは、幼小連携の重要性である。幼小

連携については、中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年（1971年）、いわゆる「46答申」）において、「4, 5歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なうことによって、幼年期の教育効果を高めること」が提言され、以来、研究開発学校を始めとして幼小連携の取り組みが長年実施されてきた。

しかるに、改めて「小1プロブレム」が問題となり、文部科学省は2022年度から「幼保小の架け橋プログラム」を展開している。文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の審議まとめ「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(2023年2月)は、「今般、特に5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と称し、この2年間に焦点を当てているのは、子供の生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるためには、架け橋期の教育を一層充実していくことが必要と考えるからである。」と論じている。(資料10)

幼小連携は、小学校教員養成においても重要な課題である。教育学部初等教育学科においても、幼保小連携の観点から、幼児教育の基本的理解と能力を有する小学校教員の養成を行い、「架け橋期」の教育の充実に資することとする。また、これまで社会福祉学部児童福祉学科で行ってきた幼稚園教諭及び保育士の養成も新設学部で継続して行う。

(7) 新採教員が求めていること、求められていること

新採教員が求めていることは、単純で明快なことである。他の教員の授業を見て、自分の授業、教育活動を見直したいのである。そして、自らの授業、教育活動について Reflection（ふりかえり）を重ねることで、教員として成長していきたいのである。しかしながら、Reflection（ふりかえり）のための実践での出会いも機会も少ないのが現状である。

そして、これまでであれば、新採教員が、同僚教員あるいは先輩教員の助言や支えで、「折れること」から立ち止まることができていたのに、今は、簡単に「こわれてしまう」。校長たちは、管理職も含め多くの先輩教員、同僚教員が、若手教員を支える用意があるのに、その支援を得る前に学校現場を去ってしまうと残念がっている。問題なのは、新採教員の学力ではない。周囲の人々を信頼し、その助力により成長していくことのできる関係性を築く力である。Resilience（しなやかさ）が求められている。

1.3. 教育学部初等教育学科が養成する人材像

教育学部初等教育学科では、先の「1.2. 教育学部初等教育学科を設置する理由・必要性」で述べた課題を解決するため、Reflection（ふりかえり）と Resilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する教員の養成を行う。
--

(1) Reflection（ふりかえり、省察）

遭遇する状況において絶えず省察を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い thoughtful」教員や保育者

Reflection (ふりかえり、省察)は、「思慮深い thoughtful」教師が日常的に行っていることである。「思慮深い教師」とは、単に教育内容に知悉し技能や技術としての指導法を身につけているというのではなく、「授業の準備と実践と反省のすべての過程をとおして、教材と対話し、子どもたちや同僚と対話し、自分自身と対話しながら、学びの創造に挑戦し続ける」教師である。また、教育実践における絶えざる省察によって、実践的知識（教科内容に関する専門的知識を基盤にしながらも、教育実践の個々の事例に則して機能する知識であり、状況的で経験的な暗黙知）と実践的指導力、そして実践的見識（専門知や実践知を総合して省察し判断をするときの見識、叡智）を具えた教師でもある。「思慮深い教師」は理念としての教師像であり、本学科の養成課程では、そのような教師の専門職性の基盤を形成することを目標とする。

このため、徹底した実習を軸としたカリキュラム編成を行う。学校現場で様々な教育活動にかかわり、そこでの疑問や気づきを指導教員や同僚学生と話し合うことにより、すなわち、Reflection (ふりかえり、省察)することにより学んでいく。そして、入職後も Reflection (ふりかえり、省察)を続け、成長し、中核的リーダーとなっていくのである。

(2) Resilience (しなやかさ)

直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者

新採教員が直面する状況は多様である。大学では、その多様な学校現場で必要なすべての力を教えることはできない。しかしながら、協働性を生み出す、あるいは、存在するはずの協働性を見つけ出すことのできる教員を育成することはできる。同僚、先輩、管理職、様々な学校の活動を支える人々と協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、それらの人々の力を活用し、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者を育成する。決して「折れること」のない、「こわれてしまう」ことのない教員、そして成長し続ける教員、すなわち Resilience (しなやかさ)を備えた教員を育成する。

そのため、学生は8～10人以内の班に分かれ、4年間、班単位で教育活動を行っていく。班の中で、議論し合い、支え合い、反発し合い、信頼感を醸成し、より大きな目標に向かって協働していく。班の外にも協力を求めていく。さらに、大学の外にも。大学内での協働の経験を通じて Resilience (しなやかさ)が獲得され、入職後も Resilience (しなやかさ)が新採教員の「折れやすい」「こわれやすい」危機を回避することとなる。

Resilience (しなやかさ)を育成するためには、同僚学生との学び合いだけでなく、上級生との交流、さらには教員による助言も重要である。大切なのは、危機に瀕したときに周囲にある様々な協働者に助けを求め、危機を回避する力である。小学校教育における異学年活動、あるいは、縦割り活動の要素を教員養成にも取り入れることとしたい。

(3) 今日の課題への対応

学校教育が直面する今日の課題にも対応できる資質・能力、特に、①子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力、②情報化社会における学習環境や生活環境、社会の変化に対応する力を有する教員や保育者

① 子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（中央教育審議会諮問）（2024年12月）は、「大幅に増加している不登校児童生徒をはじめ、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・・・への支援の充実とともに、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題」であると述べている。不登校の子どもたち、障害の有無のみならず、性的志向、文化的背景、言語的背景、家庭環境など、子ども一人ひとりの教育的ニーズは多岐に渡っている。

こうした子どもの多様性やそれに起因する多様なニーズに的確に対応するためには、教員・保育者が、個々の子どもの状況を的確に把握することはもちろんのこと、スクールカウンセラー、医療機関、民間の支援機関など、学校内外の様々な専門家や機関と連携することが必要である。また、子どもの多様性を尊重し、それを生かしながら、人間の尊厳を基本に据えた包摂性の高い共生社会の実現に寄与することが求められている。このような子どもの多様性に的確に対応した教育を展開するための基盤を身につけることは、大学における教員養成段階においても従来以上に必要とされている。

② 情報化社会における学習環境や生活環境、社会の変化に対応する力

ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を中心とする科学技術の発達と情報化社会の進展は、学習環境の劇的な変化をもたらし、このことが教員の専門性の問い直しを迫っている。

一方では、中央教育審議会諮問において「生成AIをはじめデジタル技術が飛躍的に発展する中、小・中・高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策についてどのように考えるか」問題提起されており、教員・保育者には、ICTやAIなどの特性やその適切な活用方法などについて認識を深めるとともに活用のための力量を向上させることが求められている。

他方、「心理的背景・社会的背景・文化的背景なども考慮した個々の子どもの理解（認識）と尊重」「そうした子ども理解に基づく適切な指導・支援のあり方の判断、実施、省察」などは、ICTやAIなどには代替できない教員・保育者の専門性として求められる。そのため、こうした専門性を高めるための力量形成の取り組みは、大学における教員養成段階においても重要な課題である。

ICTやAIに適切に対応し教育活動を展開できる資質能力、すなわち、社会の変化に対応する能力は、今日の教員に必要不可欠である。

1.4. 教育学部初等教育学科のディプロマ・ポリシー

大学では、学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか学位授与の方針

を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要とされている。

本学では、このような改革サイクルを回す起点として「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の三つのポリシーを定めている。

(1) 卒業時に身に付けておくべき資質・能力と全学のディプロマ・ポリシー

本学の建学の精神は「禅的仏教精神による人格の陶冶」である。その教育の目的は、どのような状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を涵養することである。それはまた、「己事究明」（自己とは何かを究めて明らかにすること）を基盤とし、専門的知識・技術を身に付けることを通して、自分が素質として本来持っている力を発見することである。さらには、周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成することである。つまり、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことに他ならない。

この建学の精神実現のため、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を定め、それらを身に付けることを到達目標とする教育課程を編成する。本学は、所定の期間在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。

① 自立性・自律性・主体性（DP1）

自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がかかるとも具えている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性をもって、主体的に行動することができる。

② 知識・理解（DP2）

学部・学科において自らが学ぶ専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け入れることができる。

③ 思考・判断（DP3）

情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身につけ、問題・課題を解決することができる。

④ 技能・表現（DP4）

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意

見を交わすことができる。また、情報を収集・分析し、その内容を正確に判断して、活用することができる。

⑤ 態度・志向 (DP5)

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。

(2) 教育学部初等教育学科のディプロマ・ポリシー

教育学部初等教育学科は、全学のディプロマ・ポリシー及び養成する人材像を踏まえて、以下のとおりディプロマ・ポリシーを定める。

【教育学部初等教育学科のディプロマ・ポリシー】

教育学部の目的を達成するために、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を定め、所定の期間在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。

① 自立性・自律性・主体性(DP1)

自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと具えている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる。また、遭遇する状況において絶えず Reflection（ふりかえり、省察）を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い (thoughtful)」教員や保育者としての基礎を獲得している。

② 知識・理解(DP2)

小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることができる。さらに、情報化社会における学習環境や生活環境、社会の変化について基本的な知識・理解を有する。

③ 思考・判断(DP3)

小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができる。学校や保育の現場において、思慮深い (thoughtful) 教員や保育者として、課題を発見し、解決策を提示することができる。

④ 技能・表現(DP4)

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。子ども支援の実践者として必要なコミュニケーション能力を身に付け、それを活用することができる。また、情報を収集・分析し、その内容

を正確に判断して、活用することができる。特に ICT や AI などの適切な活用のための力量を有する。

⑤態度・志向(DP5)

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことができる。

(3) 教育学部初等教育学科が養成する人材像との関係

教育学部初等教育学科のディプロマ・ポリシーと同学科が養成する人材像との関係は以下のとおりであり、それをまとめると表1のとおりになる。

① Reflection（ふりかえる、省察）とディプロマ・ポリシー ・ Reflection（ふりかえる、省察）

遭遇する状況において絶えず省察を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い thoughtful」教員や保育者

・自主性・自律性・主体性 (DP1)

「自分がもともと具えている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続ける」ことは、「遭遇する状況において絶えず Reflection（ふりかえる、省察）を続ける」ことでもあり、「自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い thoughtful」教員や保育者」は、「いかなる状況にあっても自立性と自律性をもって、主体的に行動することができる」。

・知識・理解 (DP2)

学校現場において、「遭遇する状況において絶えず省察を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる」教員や保育者は、「小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる」。

・思考・判断 (DP3)

「遭遇する状況において絶えず省察を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる」教員や保育者は、「小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題を解決することができる」、「学校や保育の現場において、思慮深い (thoughtful) 教員や保育者として、課題を発見し、解決策を提示することができる」。

・技能・表現 (DP4)

「遭遇する状況において絶えず省察を続けることのできる「思慮深い thoughtful」教員

や保育者」は、「他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。特に、子ども支援の実践者として必要なコミュニケーション能力を身に付け、それを活用することができる」。

・態度・思考 (DP5)

「自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い thoughtful」教員や保育者」は、「他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識をもって、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる」。

② Resilience (しなやかさ) とディプロマ・ポリシー

直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者

・自主性・自律性・主体性 (DP1)

「直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者」は、「自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと持っている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる」。

・知識・理解 (DP2)

「直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者」は、「小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることができる」。

・技能・表現 (DP4)

「直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者」は、「他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。子ども支援の実践者として必要なコミュニケーション能力を身に付け、それを活用することができる」。

・態度・志向 (DP5)

Resilience (しなやかさ) を獲得する教員や保育者は、「直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことができる」。

③ 今日の課題への対応とディプロマ・ポリシー

1) 子供たちの多様な教育的ニーズに対応する力

・知識・理解 (DP2)

「子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力」を育成するためには、「小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることができる。」そのような教員や保育者である必要がある。

・技能・表現 (DP4)

「子供たちの多様性やそれに起因する多様なニーズに的確に対応するためには、教育・保育者が、個々の子どもの状況を的確に把握することはもちろんのこと、スクールカウンセラー、医療機関、民間の支援機関など、学校内外の様々な専門家や機関と連携することが必要である。」このため「他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。子ども支援の実践者として必要なコミュニケーション能力を身に付け、それを活用することができる」ことが必要である。

・態度・志向 (DP5)

多様な教育的ニーズに対応する力とは、「他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識をもって、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題を向き合い、課題の解決に」取り組むことができる力であり、このような力を有する教員や保育者である必要がある。

③ 今日の課題への対応とディプロマ・ポリシー

2) 情報化社会への対応

・自立性・自律性・主体性 (DP1)

情報化社会が当面する最大の課題は、GAFAM (Google [Alphabet]、Amazon、Facebook [Meta]、Apple、Microsoft) 等支配的影響力を持つ IT 企業群が先導するグローバルな企業活動の中で、「人間の尊厳」、特に、「自由」が守られるか否かである。そのためには、「自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと具えている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる」教員や保育者でなければならない。

・知識・理解 (DP2)

情報化社会への対応のためには、「情報化社会における学習環境や生活環境、社会の変化について基礎的な知識・理解を有する」教員や保育者でなければならない。

・思考・判断 (DP3)

情報化社会への対応のためには、「小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、そ

の解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題を解決することができる」教員や保育者でなければならない。

・技能・表現 (DP4)

情報化社会への対応のためには、「ICT や AI などの適切な活用のための力量を有する」教員や保育者でなければならない。

表1 養成する人材像とディプロマ・ポリシーの関係

養成する人材像		ディプロマ・ポリシー (資質能力)				
		自立・自律・主体性 (DP1)	知識・理解 (DP2)	思考・判断 (DP3)	技能・表現 (DP4)	態度・志向 (DP5)
Reflection (ふりかえり)		○	○	○	○	○
Resilience (しなやかさ)		○	○		○	○
今日の課題への対応	①子供たちの多様な教育的ニーズに対応する力		○		○	○
	②情報化社会における学修環境や生活環境、社会の変化に対応する力	○	○	○	○	

養成する人材像及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの相関及び整合性については、「表3-2 養成する人材像と3つのポリシーとの相関」に示すとおり。

1.5. 教育学部初等教育学科のカリキュラム・ポリシー

教育学部初等教育学科の専門教育科目については、卒業認定・学位授与に関する方針 (ディプロマ・ポリシー: DP) において、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力 (DP1~DP5) を定め、それらを身に付けることを到達目標とする教育課程 (カリキュラム) を編成する。

そこにおいては、各専門分野の学問研究の体系性及び教員免許・資格の取得を考慮しつつ、基礎教育科目、専門教育科目など必要とされる科目を学修の系統性や順序性に配慮しながら体系的に編成し、講義・演習・実習などを適切に組み合わせた授業を開講する。教育課程 (カリキュラム) の体系性を示すために、必修科目の履修年次の指定を始め、各科目間の関連性や各科目の内容の難易度を表現した番号を付与したナンバリングを行い、カリキュラム・マップを作成するなどして、教育課程 (カリキュラム) の構造を明示する。

1 教育内容、2 教育方法・学修過程、3 評価については、以下のように定める。

1 教育内容

(1)基礎教育科目 (CP1)

「必修区分」

学部・学科共通の科目群である「基礎教育科目」は、専門教育科目を含めて大学4年間の学修の基礎をなすものである。そのため、「必修区分」については、以下の5科目を配置する。すなわち、①「基礎禅学」は、本学の「建学の精神」であり、本学の教学の根幹をなす「禅」とは何かについて学ぶ、②「人権」は、人権とは何か、なぜ尊重されなければならないかを学ぶ、③「基礎英語」は、大学生にふさわしい英語力の修得を目標とする、④「学びのナビゲーション：大学入門」（初年次教育科目）は、大学生活への適応や大学で必要とされる学修スキルの修得を目標とする、⑤「学びのナビゲーション：進路を考える」（初年次教育科目、2回生次）は、一人一人の社会的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を修得することを目標とする、という5科目である。

「選択区分」

学部・学科共通の科目群である「基礎教育科目」の「選択区分」は、多文化・異文化に関する知識の理解や、人類の文化、社会と自然に関する知識の理解を含めて、幅広い教養を修得することを目標とするものである。そのため、「選択区分」については、①教養科目群、②外国語科目群、③体育科目群、④情報処理科目群、⑤総合科目群（他学科提供科目）によって構成される科目配置を行う。演習を重視した科目も配置する。

特に、情報処理科目群については、ICTやAIに適切に対応し教育活動を展開できる資質能力を育成するため科目内容及び指導体制を抜本的に強化する。

(2)教育学部初等教育学科の専門教育科目（CP2）

教育学部初等教育学科の専門教育科目については、教育学部初等教育学科の卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）において、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力（DP1～DP5）を定め、それらを身に付けることを到達目標とする教育課程（カリキュラム）を編成する。

その際には、想定している学修成果を達成するために、教育学部初等教育学科の各専門分野の学問研究の体系性を考慮しつつ、学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育課程（カリキュラム）を編成する。必修科目の履修年次の指定を始め、教育学部初等教育学科において、各学年次・各学期（前期・後期）ごとに、適切な科目配置を行う。

「卒業研究」

専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、4回生次に「卒業研究」などを必修とし、それらを作成するための演習科目を、3回生次と4回生次に配置する。

「特別支援教育」

特別支援教育については、全学生に特別支援学校教諭免許状の取得を義務付けることはしないものの、全学生に特別支援教育の基礎知識と能力の獲得を求めるとしており、特別支援教育を実施する科目を充実させるとともに、教育過程の編成において特別支援教育をより重視した科目配置を行うこととしている。

「実習」

さらに、教育学部初等教育学科の特色は、現場で育てる－「学校拠点方式」をとり、4

年間を通して学校現場を学びの場として教員を育てていくことである。実習科目については、「観察実習」を1回生次に、教育実習（幼小）を4回生次に、2回生次、3回生次、4回生次に「教職体験活動」を、実習の総まとめとして「教職実践演習」を4回生次に配置している。4回生の「教職体験活動」以外は、すべて必修としている。これらの実習科目を通じて、4年間継続してReflection（ふりかえり、省察）を行い、学校現場での知見と経験を深め、確かな実践力、深い学問的理解を得るように教育課程を工夫している。

保育実習についても、観察実習を1回生次に、保育実習（施設）、保育実習（保育所）を3回生次に、保育実習Ⅱ（保育所）、保育実習Ⅲ（施設）を4回生次に配置するなど、実習科目の系統性、順序性を確保している。

実習重視の教育課程を編成することで、reflectionとresilienceを兼ね備えた教員の養成が可能となる。

2 教育方法・学修過程

(1) 「自立・自律・主体性」(DP1)と教育方法・学修過程(CP3)

教育学部初等教育学科の授業において、学生一人一人の理解度等を考慮して、きめ細かい個別の教育的指導を各教員が行う。授業の内容と試験問題・レポート課題の内容・実施時期との整合性・連携性を適切に保つとともに、それらの採点結果の学生へのフィードバックに努める。採点の際には、ループリックを使用することを含めて、評価基準を明確化するとともに、必要に応じて、評価者間において評価基準を標準化・共有化して、適切な成績評価に努める。

学生が学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができることにつなげることを目指す。

(2) 「知識・理解」(DP2)、「技能・表現」(DP4)と教育方法・学修過程(CP4)

学生が小学校教育、幼児教育、保育、特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得したり、他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わしたりすることができるようになるため、授業において、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ワーク等といった広義のアクティブ・ラーニングを採用し、学生の能動的な学修への参加を取り入れることに努める。

特に、学校教育が直面する今日的課題に適切に対応することができるよう、人間の尊厳、多様な個性の尊重、ICTやAIなどの特性について理解を深め、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力、及び、情報化社会における学習環境や生活環境の変化に適切に対応する力を育成する。

(3) 「思考・判断」(DP3)、「態度・志向」(DP5)と教育方法・学修過程(CP5)

小学校教育、幼児教育、保育、特別支援教育に関する学びを通じて、学生が情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができるようになるために、PBLやチーム・ラーニングのように、課題を解決する形式の教育方法を授業において採用することに努める。

このことを通じて、他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、学生が社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することにつながることを目指す。

3 評価

卒業認定・学位授与に関する方針において定めた、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)の修得状況を(1)大学、(2)学部・学科、(3)学生個人の3つのレベルで把握・評価する。

評価においては、1・2回生次に実施する初年次教育におけるそれぞれの学生の評価を、3・4回生次に実施する演習科目の教育活動に積極的に生かすなど、形成的評価を基本とする。

(1)大学

①「卒業研究」などの成果、②学生の志望進路に対する進路決定率によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

(2)学部・学科

①「卒業研究」などの成果、②学生の志望進路に対する進路決定率、③教育学部初等教育学科で取得が可能な免許・資格の取得状況によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

(3)学生個人

①各科目のシラバスにおいて提示された成績評価基準に基づいてなされた成績評価、②「卒業研究」などの成果によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの対応は、以下(表2)のとおりである。

表2 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの対応

カリキュラム・ ポリシー	ディプロマ・ポリシー (資質能力)				
	自立・自律・主体性(DP1)	知識・理解(DP2)	思考・判断(DP3)	技能・表現(DP4)	態度・志向(DP5)
基礎教育科目 (CP1)	○	○	○	○	○
専門教育科目 (CP2)	○	○	○	○	○
教育方法・学修過程 (CP3)	○				
教育方法・学修過程 (CP4)		○		○	
教育方法・学修過程 (CP5)			○		○

養成する人材像及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの相関及び整合性については、「表3-2 養成する人材像と3つのポリシーとの相関」に示すとおり。

1.6. 教育学部初等教育学科のアドミSSION・ポリシー

教育学部初等教育学科は、卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー:DP)において、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力(DP1~DP5)を定めた。それらの資質・能力を身に付けた人材になるためには、教育学部初等教育学科で学ぶ目的意識や意欲を持った上で、高等学校までの学修で学んだ知識や、自ら考えて判断する力、さらに、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容等を身に付けて入学してくることが求められる。そのため、教育学部初等教育学科の志願者には、以下の①~⑤のことを求める。

また、このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施する。

①自立性・自律性・主体性(AP1)

自分自身が修得してきた資質・能力の現状を把握するとともに、それらを向上させることの必要性を自覚し、大学で学ぶ目的意識と意欲を持っている。また、高等学校までの学修やその他の活動において、自身の成長のために、自らを律して、主体的に、模索や試行錯誤、ふりかえりを重ねた経験を有する。

②知識・理解(AP2)

高等学校の教育課程の履修を通して、幅広い教科等に関する基礎的・基本的な知識を修得するとともに、多様な他者と協働した経験を有している。

③思考・判断(AP3)

高等学校までの学修や日常生活等を通じて修得した知識や経験などをもとに、日常生活をはじめ社会における様々な問題の背景や諸要因などを科学的かつ論理的に説明したり、解決策を提案したりすることができる。

④技能・表現(AP4)

高等学校までの学修や日常生活等を通じて、自分なりに、また、他者と協働しながら、工夫して何かに取り組んだり提案を行ったりした経験を有する。また、それを通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎を身に付けている。

⑤態度・志向(AP5)

教育学部初等教育学科の学修において獲得する知識や技能、経験等を生かして、多様な他者とも協働しながら社会に貢献するという目的意識と意欲を持っている。

アドミSSION・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの対応は、以下(表3)のとおりである。

また、アドミSSION・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの対応は、以下(表3-1)のとおりである。

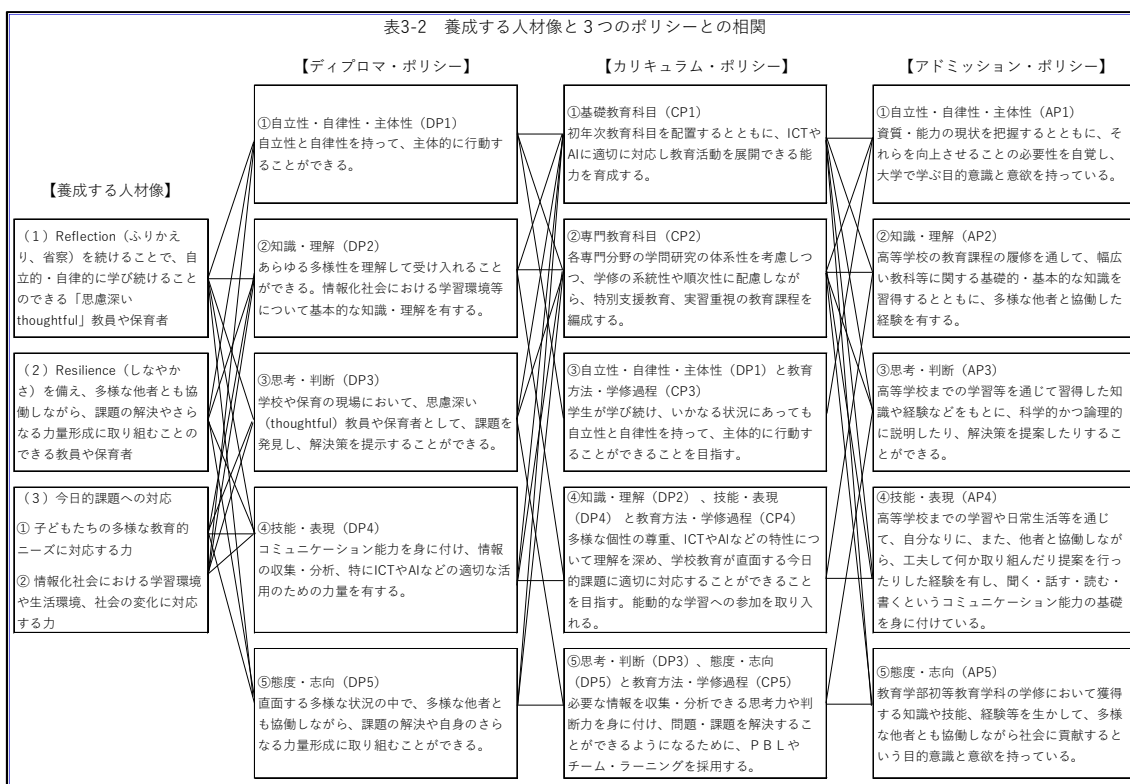
表3 アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの対応

アドミッション・ポリシー	ディプロマ・ポリシー				
	自立・自律・主体性(DP1)	知識・理解(DP2)	思考・判断(DP3)	技能・表現(DP4)	態度・志向(DP5)
自立性・自律性・主体性 (AP1)	○				
知識・理解 (AP2)		○			
思考・判断 (AP3)			○		
技能・表現 (AP4)				○	
態度・思考 (AP5)					○

表3-1 アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの対応

アドミッション・ポリシー	カリキュラム・ポリシー				
	基礎教育科目 (CP1)	専門教育科目 (CP2)	教育方法・学修過程 「自立・自律・主体性」 (CP3)	教育方法・学修過程 「知識・理解」「技能・表現」 (CP4)	教育方法・学修過程 「思考・判断」「態度・志向」 (CP5)
自立性・自律性・主体性 (AP1)	○	○	○		
知識・理解 (AP2)	○	○		○	
思考・判断 (AP3)	○	○			○
技能・表現 (AP4)	○	○		○	
態度・思考 (AP5)	○	○			○

養成する人材像及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの相関及び整合性については、「表3-2 養成する人材像と3つのポリシーとの相関」に示すとおり。



1.7. 組織として研究対象とする中心的な学問分野

花園大学が設置を構想している学部学科は、教育学部初等教育学科であり、小学校、幼稚園、特別支援学校の教員、ならびに保育士の養成を主たる目的としている。このため、学部における研究対象とする中心的な学問分野は、「教育学関連分野」「各初等教科教育学関連分野」「特別支援教育学関連分野」「幼児教育・保育学分野」である。

(1) 教育学関連分野

教育哲学、教育法学、教育行財政学、教育制度論、カリキュラム論、教育評価、教育社会学、教育方法学、教師教育学、教育心理学、発達心理学などに関する教育及び研究を行い、小学校、幼稚園、特別支援学校の教員、保育士及び子どもの教育や発達に関わる人間に必要な知識や技能、態度などの基盤を養う。

(2) 各初等教科教育学関連分野

国語科教育学、社会科教育学、数学教育学、理科教育学、生活科教育、音楽教育、図画工作教育、体育教育、情報教育などに関する教育及び研究を行い、小学校、幼稚園、特別支援学校の教員、保育士及び子どもの教育や発達に関わる人間に必要な、教科内容の本質や重要性などに関する認識や指導技術の向上と、それらに関する研究力量を向上させる。

(3) 特別支援教育学関連分野

特別支援教育学、障害者心理学、児童福祉学、臨床心理学などに関する教育及び研究を行い、障害、性的志向、文化的背景、言語的背景、家庭環境などの多様性を把握し、尊重し、生かしながら、すべての子どもの生涯にわたる成長・発達の実現及び包摂性の高い共生社会の実現に寄与する。

(4)幼児教育・保育学分野

幼児発達学、児童保育学、児童環境学などに関する教育及び研究を行い、主に幼稚園の教員や保育士に必要な、乳幼児期を中心とした子どもの発達、家庭の支援、子どもや家庭の支援を実現する社会のあり方の探究とその実現に寄与する。

2 学部・学科の特色

2.1. 教育学部初等教育学科の2つの履修コース

本教育学部初等教育学科の特色は、小学校教育と幼児教育に特化した教員養成を4年間かけ、ていねいに行うことである。このため「小学校教育コース」と「幼児教育コース」を設置する。

(1)私立大学における教員養成の課題

①多くの免許・資格を求める流れ

近年の私立大学の子ども学部や児童福祉学科においては、学生や保護者及び高等学校側の要望、さらには、教育委員会側の要請を踏まえ、できるだけ多様な進路を保障しようと努め、そのために多くの教員免許・資格を取れるように教育課程を制度設計していることが多い。

高校生や保護者は、将来のために多様な可能性を求める。幼稚園教諭、保育士、養護教諭、特別支援学校教諭、中・高等学校教諭、これまで、本学が提供してきた養成コースである。

また、高等学校も、生徒に大学進学を勧めるための理由の一つとして、大学では、短大、専門学校よりも多様な資格を取得できることを挙げている。

一方、卒業生を受け入れる教育機関においては、子ども園の創設以降、幼児教育に携わるには、幼稚園教諭免許と保育士資格を保有することが必須となっている。

また、子どもの数が大きく減少する地域を抱えた教育委員会では、小中を超えた人事異動の必要性から小中免許の保有者を優遇する採用政策をとっている。都市部においても、小中連携、特に、義務教育学校の普及に伴い、小中免許の保有が望ましいと考える教育委員会が増加しつつある。

②過密な教育課程

このような多くの免許・資格を求める流れの中で、私立大学の教員養成課程は、できるだけ多くの免許・資格を提供するべく教育課程を編成し、その結果、カリキュラムの過密化、学生の学習負担の増加、そして、教員養成の質そのものの低下をもたらしている。1年生、2年生は保育士養成、3年生は幼稚園教諭養成、4年生は養護教諭養成、まるで専門学校を積み重ねたかのような教育課程、小学校と中・高等学校免許を同時取得するため、優に200単位を超える履修が一般化する過密な教育課程の大学、いずれも、「大学における教員養成」とは言えない状況にある。

戦後、我が国の教員養成制度は、昭和22年11月の教育刷新委員会の建議に基づき、大学教育により行うこと（「大学における教員養成」）及び、いずれの大学においても行うことができること（「開放制」）とする方針が確立し、昭和24年施行の「教員職員免許法」の下に運営されている。

しかしながら、立命館大学の森田真樹教授が指摘しているとおり、「多くの私立大学は「開放制の教員養成」に関心が向き、「大学における教員養成」の理念について向き合うことを怠ってきたのではないか。」「大学における教員養成」とは、教養教育を含め4年間、時間を

かけて大学教育の中で教員を養成していくことである。

③教員採用選考試験の早期化

文部科学省は、2023年5月、「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について－方向性の提示－」（以下「方向性の提示」という。）を公表、地方教育委員会に教員採用選考試験の実施時期を早期化することを求めている。「方向性の提示」では、採用選考試験の早期化により採用選考試験と「学生の教育実習の時期と重なる可能性があること」、また、「学生の教育実習の時期を教員採用選考試験の後にした場合、教師になるという意味が固まらない状態での受験につながってしまう可能性がある」ことが指摘されている。（資料11）

文部科学省の早期化の提案を受け、一部の大学では、教育実習を3年生で行うべく、教育実習までに履修すべき科目を1年生、2年生の間に履修できるよう教育課程全体を短縮化する方向での検討が進んでいる。採用選考試験までに、教育実習を含む教員養成のための全教育課程を終了しておこうという考えである。教育実習以降の教育課程としては、教育実践演習と若干の科目が残るだけとなる。

本件課題に対する、花園大学教育学部初等教育学科の対応については、次の「2.2. 教育学部初等教育学科の特色（1）現場で育てる－「学校拠点方式」」で述べる。

(2)小学校教育及び幼児教育に特化－取得免許・資格を最小限に

花園大学は、「1.2.教育学部初等教育学科を設置する理由・必要性」で述べたとおり、小学校教員の養成が喫緊の課題であることに鑑み、小学校教育に特化した教員養成課程を設置する。また、幼小連携の重要性に鑑み、幼児教育コースも設置する。

小中連携の重要性は認めつつも、中学校教諭免許の取得は予定しない。小中の連携は、今後、本学における小学校教員の養成が確固たるものとなった後に、次の課題として取り組む予定である。

取得可能な免許・資格を、小学校教諭免許と幼稚園教諭免許などに限定することにより、余裕のあるていねいな教員養成が可能となる。

初等教育学科は、小学校教諭免許の取得を基本とする「小学校教育コース」と、幼稚園教諭免許を取得する「幼児教育コース」で構成する。

2.2.教育学部初等教育学科の特色

教育学部初等教育学科の特色は、Reflection（ふりかえり）と Resilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する学校現場の中核的リーダーとして成長する小学校教員を養成するとともに、特別支援学校及び幼稚園の教員並びに保育士の養成を行うことである。

このため、「現場で育てる－学校拠点方式」、「班単位での学習－学習する組織」、「特別支援教育の重視」を基本に、教育活動を展開していく。

花園大学は、「1.3. 教育学部初等教育学科が養成する人材像」で述べたとおり、深刻な小学校教員の不足等、小学校教員の養成に係る諸課題に適切に対応し、学校現場の中核的なリーダーとして成長する小学校教員を養成することが急務と考える。このため、新たに設置する教育学部初等教育学科では、それらの課題を解決するため、Reflection（ふりかえり）とResilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する小学校教員を養成するとともに、特別支援学校及び幼稚園の教員並びに保育士の養成を行う。このような人材養成を行うため、教育学部初等教育学科には、次のような特色がある。

(1) 現場で育てる－「学校拠点方式」

花園大学は、1年生から観察実習を、2年生、3年生、4年生で教職体験活動を導入するなど、4年間を通して学校現場を学びの場として教員を育てていく。福井大学教職大学院の「学校拠点方式」の精神、すなわち、大学キャンパスではなく、学校に重点を置く教員養成方式を、学部段階の教員養成に応用するのである。

特に、2年生、3年生が履修する教職体験活動では、朝から小学校に登校し、学級担任の補助、特別な教育的支援が必要な児童への補助など子どもたちの学校生活にかかわること全般に参加する。給食、昼休み、清掃、5校時目の授業が終わってから大学に帰り、指導教員とReflection（ふりかえり、省察）を行う。「あの時の教師の発問のわけ」、「なぜA君は疑問を感じたのか」、一日の疑問を軸に、指導教員と学生のReflection（ふりかえり、省察）は続く。

現場での経験が実践的指導力、実践的見識に結びつくには時間がかかるが、現場での豊かな経験が確かな実践力、深い学問的理解をもたらすことは、多くの教師教育関係者が賛同しているところである。

上記「2.1. (1)③教員採用選考試験の早期化」で論じたように、今後、採用選考試験が早期化され、本学学生が教育実習を受けずに教員採用選考試験を受けることとなったとしても、本学学生は、豊かな学校現場での経験を経ているので、教員になる強い意志をもって教員採用選考試験に臨むであろう。

(2) 班単位での学習－「学習する組織」

「1.3. 教育学部初等教育学科が養成する人材像 (2)Resilience（しなやかさ）」で述べたように、Resilience（しなやかさ）を兼ね備えた教員を育成するため、学生は8～10人以内の班に分かれ、4年間、班単位で教育活動を行っていく。班単位での学習は、学校内外における協働性の喪失に対し、班を福井大学教職大学院でいう「学習する組織」として編成し、協働性を育成しようとする試みである。

同学年活動だけでなく、小学校教育における縦割り活動の要素を教員養成にも取り入れる。4年生が、1～2年生を指導・援助することにより、その指導力を育成することになるとともに、1年生が、1年生ならではの様々な思いを生かして問題解決に迫る。

班活動の哲学は「分かち合い」である。「分かち合い」とは、「どのような人間も社会にと

って掛け替えのない存在であり、どのような人間でも相互にその存在を必要としていると
いうことを確認することである。」(神野直彦)。喜びや悲しみを「分かち合い」生きていく
ことである。「分かち合い」を基本哲学として班活動を進めることにより、学生は Resilience
(しなやかさ)を身に付けていく。入職後も、「折れること」も「こわれること」もなく、
中核的リーダーとして成長していくであろう。

(3) 特別支援教育の重視

「1.2. 教育学部初等教育学科が養成する人材像 (5)特別支援教育を受ける児童生徒数
の増」で述べたとおり、特別支援教育の重要性は質・量ともに大きくなっている。特別支
援教育の基礎知識と能力は、通常学級で指導する小学校教諭にとっても必要不可欠なもの
となっている。

教育学部初等教育学科の全学生に特別支援学校教諭免許状の取得を義務付けることはし
ないが、全学生に特別支援教育の基礎知識と能力の獲得を求めることとする。

特に、「小1プロブレム」の問題において、特別な配慮を要する児童の教育が重要な課
題となっていることに鑑みれば、特別支援教育に理解のある小学校教員を養成すること
は、幼小連携の観点からも、小学校教育の質の向上の視点からも重要な意義を有する。

2.3. 教員養成機能の集約・強化

教育学部初等教育学科の設置とともに、現在、各学科に分かれている教員養成課程を
中・高等学校教諭の養成も含め同学科に集約する。これにより、教員養成機能の一元化
が実現し、その機能が強化される。

教育学部初等教育学科の設置とともに、現在、臨床心理学科で行っている特別支援学校
教諭の教職課程、児童福祉学科で行っている幼稚園教諭の教職課程が初等教育学科に編入
される。加えて、中・高等学校教諭(宗教、社会科、地理歴史、公民、国語、書道)の教
職課程を企画運営している「文学部教職課程」の教員も文学部から教育学部初等教育学科
に再編され、教員養成機能が一元的に初等教育学科に集約されることになる。

これにより、文部科学省の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職過程を実施す
る組織に関するガイドライン」(2012年)が提言する「全学的に教職課程を実施する組織
体制」を整えることができることとなる。新設学部設置後は、教育学部初等教育学科が一
元的に全学の教職課程を担当することとなるので、教員養成の水準の維持・向上に大きく
貢献するものと考えられる。

特に、教育学部の新設により同学部に16名の教育学を専門とする教員集団が構成され
ることとなる。これまで様々な学部学科に点在していた教職課程関連の人的・物的リソー
スが教育学部に集約されることにより、教育養成を軸とした教育学、教師教育学の教育研
究機能が充実発展することが期待できる。

3 学部・学科の名称及び学位の名称

3.1. 学部・学科の名称

上述のように、本学が設置を構想している学部学科は、教育学部初等教育学科である。ここでは、初等教育の全域をカバーする教育研究プログラムを実現し、人間形成の基盤となる就学前段階、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、多様な子どもの成長と発達を支援する教育等、初等教育全般に焦点化した専門職としての教員養成を担うことを目的としている。

こうした学部・学科設置の趣旨ならびに人材養成の方針及び教育研究上の目的を踏まえ、このたび設置する学部・学科の名称を「教育学部・初等教育学科」とする。

教育学部、ならびに初等教育学科の英訳名称は下記のとおりである。

教育学部： Faculty of Education

初等教育学科： Department of Early Childhood and Primary Education

3.2. 学位の名称

本学では既設学部・学科である社会福祉学部臨床心理学科において特別支援学校教諭の養成課程を、また同じく社会福祉学部児童福祉学科において幼稚園教諭及び保育士の養成課程を有し、それぞれ教員の養成を行ってきたが、教員養成ならびに学校教育を取り巻く社会及び学内の状況をふまえ学内で検討を重ね、この度、これらの既設の課程を廃止したうえで、初等教育の全域をカバーする教育研究プログラムを実現すべく、教育学部初等教育学科の新設を申請するに至った。そのため、学位の分野を「教育学・保育学関係」とし、それに対応した学位を設定する。

教育学部・初等教育学科の学位の名称及び英語名称は、下記のとおりである。

学士（教育学） Bachelor of Education

4 教育課程の編成の考え方及び特色

4.1. 科目区分の設定・内容及びその理由

本学は、建学の精神、教育理念のもと幅広い教養科目を基礎とし、さらに学部の教育内容及び取得する免許・資格に応じた専門分野に関する科目を体系的に構成するカリキュラムとしている。本学の授業科目は大別すると、「基礎教育科目」と「専門科目」に区分される。（概要は表4のとおり）

表4 科目区分及びその内容

科目区分		内容
基礎教育科目	教養科目	教職の基盤となる幅広い教養と、人間と社会に関連する適切な知識を身につけ、理解を深めるための科目
	外国語科目	
	体育科目	
	情報処理科目	
	総合科目	
専門科目	基礎科目	教員・保育者に求められる基礎的な知識や技能を身につけるための科目
	小学校科目	小学校教育コースにおいて、教育・保育活動を計画・実施する際に必要となる各教科や領域の内容及び方法、教員に求められる態度と思考（使命感・倫理観・道徳性）、教職の専門的知識と技能の基盤となる学術的専門性に関わる知識と理解、思考力や判断力、各種技能と表現力の基礎を身につけることを目指す科目
	幼保科目	幼児教育コースにおいて、教育・保育活動を計画・実施する際に必要となる各教科や領域の内容及び方法、教員に求められる態度と思考（使命感・倫理観・道徳性）、教職の専門的知識と技能の基盤となる学術的専門性に関わる知識と理解、思考力や判断力、各種技能と表現力の基礎を身につけることを目指す科目
	特別支援科目	特別支援学校教諭免許取得を希望する学生、特別支援教育について学ぶ学生が履修する科目
	実習科目	小学校、幼稚園、保育所等で行われる実地学習の科目
	展開科目	専門科目で得た知識・技術をさらに充実・発展させるために修得する科目

「基礎教育科目」は、「教養科目」「外国語科目」「体育科目」「情報処理科目」「総合科目」であり、建学の理念や大学における知識・理解を深めるための科目を必修科目としている。ここでは、教職の基盤となる幅広い教養と、人間と社会に関連する適切な知識を身につけ、理解を深めることを目指し、ほとんどの授業科目について4年間学べる機会を設けている。

「専門科目」は、教員免許や資格取得に必要な科目を中心に配置しており、「基礎科目」「小学校科目」「幼保科目」「特別支援科目」「実習科目」「展開科目」に区分して

いる。

「基礎科目」は、「専門科目」を学ぶ上で基礎となる知識や技術を学ぶ科目であり、学部内で共通して開講している。

「小学校科目」は、小学校教諭免許取得を希望する学生が履修する科目であり、主として「小学校教育コース」に属する学生が履修する。

「幼保科目」は、幼稚園教諭免許及び保育士資格取得を希望する学生が履修する科目であり、主として「幼児教育コース」に属する学生が履修する。

「特別支援科目」は、学部内での共通開講科目として、特別支援学校教諭免許取得を希望する学生、特別支援教育について学ぶ学生が履修する科目である。

「実習科目」は、学部内での共通開講科目であり、小学校、幼稚園、保育所等で行われる実地学習の科目である。

「展開科目」は、学部内での共通開講科目であり、「専門科目」で得た知識・技術をさらに充実・発展させるために修得する科目である。

4.2. カリキュラム・ポリシーと教育課程との対応関係

教育学部では、設定したカリキュラム・ポリシーに対応する教育課程を編成しており、対応関係は表5のとおりである。

表5 教育学部初等教育学科のカリキュラム・ポリシーと対応する主たる科目

教育学部初等教育学科のカリキュラム・ポリシー		対応する主たる科目
教育内容	<p>(1) 基礎教育科目 (CP1)</p> <p>必修区分に、「基礎禅学」、「人権」、「基礎英語」及び大学教育への導入や基礎的なキャリア教育科目を初年次教育科目として配置する。</p> <p>また、選択区分に演習を重視した教養教育科目及び他学科の提供科目を配置する。</p>	<p>(必修科目として)</p> <p>基礎禅学 人権総論 英語Ⅰ、Ⅱ 学びのナビゲーション：大学入門 学びのナビゲーション：進路を考える</p>
	<p>(2) 専門教育科目 (CP2)</p> <p>各専門分野の学問研究の体系的性を考慮しつつ、学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育課程を編成する。必修科目の履修年次の指定を始め、教育学部初等教育学科において、各学年次・各学期（前期・後期）ごとに、適切な科目配置を行う。</p> <p>専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、4回生次に「卒業研究」などを必修とし、それらを作成するための演習科目を、3回生次と4回生次に配置する。</p>	<p>(必修科目として)</p> <p>初等教育入門 教育原理 教職概論 教育方法論 教育課程論 教育社会・制度論 初等教育セミナー（基礎）Ⅰ、Ⅱ 初等教育セミナー（発展）Ⅰ、Ⅱ 卒業研究</p>

教育方法・過程	<p>(1)「自立・自律・主体性」(DP1)と教育方法・学修過程(CP3)</p> <p>教育部初等教育学科の授業において、学生一人一人の理解度を考慮して、きめ細かい個別の教育的指導を各教員が行う。授業の内容と試験問題・レポート課題の内容・実施時期との整合性・連携性を適切に保つとともに、それらの採点結果の学生へのフィードバックに努める。採点の際には、ルーブリックを使用することを含めて、評価基準を明確化するとともに、必要に応じて、評価者間において評価基準を標準化・共有化して、適切な成績評価に努める。</p> <p>学生が学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができることにつなげることを目指す。</p>	<p>教職概論 教育方法論 教育課程論 観察実習 教職実践演習（幼小） 教育実習（幼小） 保育実習Ⅰ～Ⅲ 初等教育セミナー（基礎）Ⅰ～Ⅳ</p>
	<p>(2)「知識・理解」(DP2)、「技能・表現」(DP4)と教育方法・学修過程(CP4)</p> <p>学生が小学校教育、幼児教育、保育、特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得したり、他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わしたりすることができるようになるため、授業において、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ワーク等といった広義のアクティブ・ラーニングを採用し、学生の能動的な学修への参加を取り入れることに努める。</p> <p>特に、学校教育が直面する今日的課題に適切に対応することができるよう、人間の尊厳、多様な個性の尊重、ICTやAIなどの特性について理解を深め、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力、及び、情報化社会における学習環境や生活環境の変化に適切に対応する力を育成する。</p>	<p>教職概論 教育社会・制度論 心身の発達と学習の心理学 障害児保育Ⅰ、Ⅱ 障害児教育総論 教職体験活動Ⅰ～Ⅲ 多文化社会と学校園の教育 地域と学校園 多様な子どもの理解と支援 AIおよび教育データ利活用入門 ICTを活用した教育の理論と方法 教育方法論 各教科の内容科目 各教科の指導法 教育実習（幼小）</p>
	<p>(3)「思考・判断」(DP3)、「態度・志向」(DP5)と教育方法・学修過程(CP5)</p> <p>小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、学生が情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができるようになるために、PBLやチーム・ラーニングのように、課題を解決する形式の教育方法を授業において採用することに努める。</p> <p>このことを通じて、他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、学生が社会の一員としての意</p>	<p>教育方法論 心身の発達と学習の心理学 観察実習 教職体験活動Ⅰ～Ⅲ 教育実習（幼小） 障害児保育Ⅰ、Ⅱ 障害児教育総論</p>

	<p>識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することにつなげることを目指す。</p>	
--	--	--

4.3. 趣旨等を実現するための科目の対応関係

教育学部設置の趣旨を実現するに配置した科目について、教育学部の特色・工夫に合わせてまとめると以下のとおりである。

(1)現場で育てる－「学校拠点方式」

実習科目として、「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」「教育実習(幼小)」「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習Ⅰ(保育所)」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「特別支援学校教育実習」を配置している。

また、実習前後の指導科目として、「教育実習事前事後指導」「保育実習指導Ⅰ(保育所)」「保育実習指導Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅱ」「保育実習指導Ⅲ」「教職実践演習(幼小)」「保育・教職実践演習」「特別支援学校教育実習指導」を配置している。

(2)班単位での学習－「学習する組織」

学習方法に関することであり、すべての科目に当てはまるが、とりわけ目標の明確な教員免許や保育士資格取得に関する科目の学習や、学外における実習科目の履修に効果があると考えている。

(3)特別支援教育の重視

特別支援教育を実施する科目は以下のとおりである。

専門科目として、「障害児教育総論」「特別支援教育総論」「知的障害児の心理」「知的障害児の生理・病理」「肢体不自由児の心理・生理・病理」「病弱児の心理・生理・病理」「特別支援教育指導法」「知的障害児教育」「肢体不自由児教育」「病弱児教育」「視覚障害総論」「聴覚障害総論」「重複LD等教育総論」「特別支援学校教育実習指導」「特別支援学校教育実習」を、専門科目の展開科目として「多様な子どもの理解と支援」「初等教育セミナー(基礎)Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」「同Ⅳ」「初等教育セミナー(発展)Ⅰ」「同Ⅱ」を配置している。

また、基礎教育科目として、「社会政策論Ⅰ」「社会政策論Ⅱ」「権利擁護を考える法制度」「障害者・障害児心理学」「発達心理学」等を配置している。

4.4. 必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由

教育学部の必修科目、選択科目の構成の考え方は次のとおりである。なお、自由科目の設定はない。

【必修科目】

教員免許及び保育士取得に必要となる科目はすべて必修科目（あるいは複数の科目の中から選択する必修科目）としている。また、専門科目のうち、教職についての学びを深める重要な科目（一部の基礎科目、展開科目のうち「初等教育セミナー（基礎）Ⅰ」「同Ⅱ」「初等教育セミナー（発展）Ⅰ」「同Ⅱ」「卒業研究」）を必修科目としている。

さらに、基礎教育科目のうち、建学の理念に関する科目「基礎禅学」、人権に関する科目「人権総論」、英語科目「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」、大学での学習及び進路の基礎となる科目「学びのナビゲーション：大学入門」「学びのナビゲーション：進路を考える」を必修科目としている。

【選択科目】

教育者としての人間性を高めることを目的とし有益であると考えられる科目をはじめ、幅広い知識・教養を身につけるための科目を選択科目としている。

4.5. 履修順序（配当年次）の考え方

教育学部初等教育学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる教員・保育者を養成するため、以下に示す学年ごとの教育目標に従って履修順序（配当年次）を設定している。

（学年ごとの教育目標）

- 1年次：基礎的な一般教養の修得、教員・保育者となるための自覚と見通しを持つための基礎的な知識・技術の修得、教育観や保育観の基礎の醸成
- 2年次：一般教養の拡大、教員・保育者としての専門的な知識・技術の基盤の醸成、具体的な教育・保育場面で求められる基礎的な実践力の修得
- 3年次：一般教養の深化、教員・保育者としての専門的な知識・技術の深化、具体的な教育・保育場面で求められる実践力の拡大と深化
- 4年次：教員・保育者としての専門的な知識・技術の修得、具体的な教育・保育場面で求められる課題発見・解決能力の修得、自身の教育観や保育観の確立

【1年次】

1年次には概論的な内容や具体的なイメージを持ちやすい授業等の実践をミクロな視点で扱う講義科目を多く配置するとともに、教育・保育現場の具体を知り、自身の教育観や保育観の基礎を醸成するために、学校現場における実習科目「観察実習」等の科目を配置する。

【2年次～3年次】

2年次から3年次にかけては、教員・保育者としての専門的な知識・技術に関する基礎理論や指導法に関する講義科目と演習科目を順次配置する。また、「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「保育実習Ⅰ」等の学校現場における実習科目、ならびに特別支援教育に関する科目も段階的に開講し、体系的に知識・技術や実践力を深化・拡大し、修得することができるように配慮する。また関心のある課題ごとに深く学ぶ「初等教育セミナ

一」を配置する。

【4年次】

さらに、4年次においては「教育実習（幼小）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「特別支援学校教育実習」を行うとともに、学校現場における実習の統括として「教職体験活動Ⅲ」「教職実践演習（幼小）」を配置する。4年間の学習成果の取りまとめとして「卒業研究」を必修科目として配置する。

以上のように、4年間を通して、コースごとに求められる教員免許・資格の取得に向けた科目の履修に注力し、本人の希望や履修進度に応じて4年次までに複数の教員免許・資格取得が可能となるよう配慮して年次配当する。

こうした履修順序（配当年次）としているのは、概論的な内容や具体的なイメージを持ちやすい授業等の実践をミクロな視点で扱う科目を低学年向けに、その後、徐々に抽象度の高い思想・哲学的な内容やマクロな視点で教育学を捉える科目を高学年向けに配置するというかたちを基本的な方針としつつ、学問研究の体系性及び学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育課程を編成することをめざしているからである。ただし、どの科目においても、単なる「技術」「ノウハウ」を扱うのではなく、学生にとっての学習内容と自身との「距離の近さ」「関わりの深さ」を想起しやすいものから、徐々に学校教育全体を俯瞰したり学校教育を取り巻く制度や行政、思想などの諸要素をふまえて学校教育を捉え直したりするものへという大きな流れを想定して、科目配置を行っている。

4.6. 主要授業科目の設定

養成する人材像及び3ポリシーを踏まえて、以下の授業科目を主要授業科目としている。

- ・建学の理念に関する科目及び人権に関する科目：「基礎禅学」「人権総論」
- ・大学での幅広い教養及び学びを修得するための基礎となる科目：「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「学びのナビゲーション：大学入門」「学びのナビゲーション：進路を考える」「学校教育における情報基礎」など
- ・教員免許及び保育士資格取得に必要となる科目：各教科科目、「日本国憲法」など
- ・教職に関する実習科目：「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」など
- ・専門科目のうち教職について学びを深める科目：「初等教育セミナー（基礎）Ⅰ」「同Ⅱ」「初等教育セミナー（発展）Ⅰ」「同Ⅱ」「卒業研究」

4.7. 科目の設定単位数の考え方

教育学部初等教育学科に配置する授業科目の設定単位数は、カリキュラム・ポリシー及び科目区分ごとのバランスを考慮し、基礎教育科目 209 単位(126 科目)、学科科目 188 単位(110 科目)とし、学科科目のうち、基礎科目 41 単位(21 科目)、小学校・幼保・特別支

援科目 95 単位(60 科目)、実習科目 30 単位(18 科目)、展開科目 21 単位(11 科目)としている。

さらに、講義、演習、実験・実習の単位時間数について、各科目の特性に鑑みながら、1 単位当たり 45 時間の学修を必要とする内容をふまえて、講義、演習は 15 時間、実験・実習は 30 時間と設定している。

なお、単位計算の方法は、学則において、以下の通り、規定している。

花園大学学則

第 19 条 授業科目の単位数は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 21 条により、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 卒業論文等については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4.8. 授業期間に対する考え方

本学における授業期間は 35 週であり、内訳は以下のとおりとなっている。授業は前期及び後期の間に実施し、柔軟な時間設定ができるように集中講義期間を前後期合わせて 3 週間設定している。

前期授業期間	15 週
前期定期試験期間	1 週
集中講義期間	1.5 週
後期授業期間	15 週
後期定期試験期間	1 週
集中講義期間	1.5 週

5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

5.1. 授業の内容に応じた授業の方法

教育学部では、「基礎教育科目」「専門科目」を配置したうえで、学士課程に適した教育内容を提供することによって、教育目標を十分に達成できるようにする。

教育学部の科目の授業形態は、「講義」「演習」「実習」に大別される。

「講義」科目は原則として一般教室で実施する。

「演習」科目については、一般教室で行うものと、特別教室で行うものがある。特別教室で行う科目は、理科の実験用具や体育用具など、特別な用具や設備を必要とするものである。ただし、これらの科目においても、座学を中心として実施する方が教育目標の達成に向けて効果的な内容を扱う場合もあり、その際は、一般教室を利用する。なお、教育学部初等教育学科で開講する科目を実施する予定の一般教室には、原則として、可動式の机と椅子及びインタラクティブホワイトボードやプロジェクタなどが設置されており、演習におけるグループディカッションなどが円滑に実施できるよう整備済みである。

「実習」科目については、学内のみで行うものと、学外及び学内での学習活動を組み合わせるかたちで行うものがある。いずれの場合においても、上述のように、教育学部では、学外の学校現場での実習と、そこでの学びの丁寧な省察及び省察を生かした学修の深化を行うことを重視している。そのため、学外での実習に際しては、所定のフォーマットのワークシートなどを用いて教育目標と関連づけた丁寧な記録とその省察を行うとともに、学内での学習活動において各自の記述したワークシートなどを活用してさらに省察の質を高め、その後の学習活動に、一人一人が課題を意識して取り組むことができるようなかたちで進める。

5.2. 授業方法に適した学生数の設定

「少人数性によるきめの細かい指導」

【全学】

本学では、全学的な教育上の特色の1つとして、「少人数制によるきめの細かい指導」を掲げている。各学部学科ともに、基礎教育科目（必修）「学びのナビゲーション：大学入門」で新入生を受け入れ、基礎教育科目（必修）「学びのナビゲーション：進路を考える」（2回生）に続くとともに、文学部では、1回生に専門教育科目「基礎演習」、2回生に研究入門演習または「文学講読」が必修科目として課され、3回生、4回生については、各学部学科ともに、「演習」が必修科目として配置され、それらの学修が必修「卒業論文」のための活動へと続いていく。社会福祉学部では、2回生、3回生、4回生に、各種免許・資格のための実習及び実習指導の科目が配置されている。これらの科目は、約10名～20名程度の規模で実施されており、また、これらの科目を通じて担当教員が学級担任の機能も担っている。

【教育学部】

教育学部初等教育学科においても、これまでの本学の伝統を受け継ぎ、「初年次教育科目」「演習科目」「実習科目」「卒業研究」を通して、教職員が学生一人ひとりと丁寧にコミュニケーションを図りながら、個々のニーズや実態に応じた学修支援を行い、着実な力量形成を保障していきたい。

「初年次教育科目」

初年次教育科目「学びのナビゲーション：大学入門」（1回生）、「学びのナビゲーション：進路を考える」（2回生）は1クラス20名程度担当することを予定している。

「演習科目」「実習科目」

演習科目である「初等教育セミナー（基礎）Ⅰ～Ⅳ」「初等教育セミナー（発展）Ⅰ～Ⅱ」「教職実践演習」「保育・教職実践演習」及び実習科目である「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」については、受講生同士により丁寧な意見交換や教員からのフィードバックなどによって教育効果を高めるために、複数教員が担当することとしており、共通事項に関する内容を扱うときには各コース全体で、また、より個別具体的な内容を扱うときには教員一人あたり5名程度（最大10名程度）の少人数で授業を実施する。

「実技や実験を行う授業」

授業科目「初等理科」、「初等理科指導法」「初等音楽科」「初等音楽科指導法」「初等図画工作科」「初等図画工作科指導法」、「初等体育科」「初等体育科指導法」及び「初等家庭科」「初等家庭科指導法」等の実技や実験を行う授業においては、授業を行う施設や設備その他の教育上の諸条件を踏まえて、次のように適切な受講者数となるように配慮することとしている。

「初等理科」「初等理科指導法」は、理科実験室で授業を行う予定。理科実験室は90.7㎡、36人まで収容して学ぶことができる。1授業当たりの受講人数を25～30人として、小学校コースの学生50人を二班に分けて履修させる予定である。

「初等音楽科」「初等音楽科指導法」は、音楽演習室2室（1室は117.6㎡、グランドピアノが設置され、54人まで、1室は119.4㎡、電子ピアノが54台設置され、54人まで、収容して学ぶことができる。）とピアノ室10室（一度に10名まで練習できる。）で授業を行う予定。同じく、1授業当たりの受講人数を25～30人以下として、小学校コースの学生50人を二班に分けて履修させる予定である。ピアノ室での指導については、指導補助者を配置する予定。

「初等図画工作科」「初等図画工作科指導法」は、図画工作室119.2㎡、で授業を行う予定。84人まで収容して学ぶことができる。同じく、1授業当たりの受講人数を25～30人として、小学校コースの学生50人を二班に分けて履修させる予定である。

「初等体育科」「初等体育科指導法」は、体育館アリーナ936㎡、又は、リトミック室406.9㎡で授業を行う予定。同じく、1授業当たりの受講人数を25～30人として、小学校コースの学生50人を二班に分けて履修させる予定である。

「初等家庭科」「初等家庭科指導法」は、調理実習室で授業を行う予定。90.7 m²で40人まで収容して学ぶことができる。同じく、1授業当たりの受講人数を25～30人として、小学校コースの学生50人を二班に分けて履修させる予定である。

なお、実技や実験を行う授業のための施設については、今年度中に整備予定の理科実験室を除いて、既に履修する学生数に応じた設備を整備済みである。設備、備品についても、今年度中に整備することとしている。

5.3. 配当年次の設定

教育学部では、4年間で各教員免許及び保育士資格取得に必要な専門知識・技術を修得できるよう教育課程を編成している。

まず、1年次には概論的な内容や具体的なイメージを持ちやすい授業等の実践をミクロな視点で扱う講義科目を多く配置するとともに、教育・保育現場の具体を知り、自身の教育観や保育観の基礎を醸成するために、「初等教育入門」「教育原理」「教職概論」や「観察実習」等の科目を配置する。

2年次から3年次にかけては、教員・保育者としての専門的な知識や技能に関する基礎理論や指導法に関する講義科目と演習科目を順次配置する。また、「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「保育実習Ⅰ」等の学校現場における実習科目、ならびに特別支援教育に関する科目も段階的に開講し、体系的に知識・技能や実践力を深化・拡大し、修得することができるように配慮する。

さらに、4年次においては「教育実習」を行うとともに「教職体験活動Ⅲ」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」等の実習科目を配置し、入職に向けての準備の完成を目指す。また、専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、「卒業研究」を必修とし、それらを作成するための演習科目として、3年～4年次に「初等教育セミナー（基礎）Ⅰ～Ⅳ」「初等教育セミナー（発展）Ⅰ～Ⅱ」を配置している。

5.4. 履修指導

【入学前指導】

学習意欲の継続や教職志望に対するモチベーションを維持するため、合格者が入学する前に、大学から課題を示し、各自文献等を調査の上、レポートを作成・提出させるなど必要な指導を行う。

【オリエンテーション】

1年次の学生に対する履修指導に関しては、入学時の新入生オリエンテーションで実施している。具体的には、まず、すべての新入生に対して、教務課職員から「履修方法」「単位取得の考え方」「資格の取得方法」等についての説明を行う。次に、所属学部ごとにオリエンテーションを実施し、当該学部・学科の教員ならびに教務課職員から、卒業ま

での学修の流れや免許取得に至るプロセス、履修上の留意点などについて説明する。今回設置を申請する新学部についても、同様の流れで履修指導を行う予定である。

また、2年次以上の学生に対する履修指導に関しては、前年度の終わりに行うオリエンテーションにおいて、次年度の学修の流れや留意点などの確認を行うとともに、実習等に向けて必要な手続きなどについても確認と周知を行う。また、履修希望免許種の変更等を希望する学生の確認も行い、必要に応じて個別対応も進める。

また、1年次には大学における学びの意味・方法について学習するための基礎教育科目「学びのナビゲーション：大学入門」、2年次には学生自らの進路について理解・自覚し考えることを促すための基礎教育科目「学びのナビゲーション：進路を考える」、また3年次には少人数の演習形式で学ぶ専門科目「初等教育セミナー（基礎）Ⅰ～Ⅱ」を開講する。それぞれ学部の教員1～3名あたり5～10名程度の少人数で授業を行うことから、日常的に教員が個々の学生の状況を把握するとともに、必要に応じて相談や支援を行うことが容易となる。

さらに、学校現場や保育現場で行う実習科目である「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習（幼小）」「特別支援学校教育実習」については、上述したオリエンテーションに加えて、別途、それぞれの科目ごとのオリエンテーションも実施する。ここでは、実習におけるマナーや留意点などの確認はもとより、実習の際に意識すべき視点や省察の進め方、他の科目の学修内容との関連などについても説明を行う。これにより、個々の学生が理論知と実践知を体験の中で往還しつつ修得し、生きた実践的指導力と実践的見識を修得できるようになることを目指す。

なお、教職課程の履修に関する相談については、担当教員ならびに教務課職員が随時対応する。

【履修カルテ】

以上に加えて、学生には半期ごとに、各自の「履修カルテ」の記入と提出を求める。

(資料12)

履修カルテには単位の修得状況やその時点における学修の成果と課題に関する自己評価の記入を求める。教員はこの履修カルテをもとに、必要に応じた面談等も実施し、個々の学生の学修状況や考えなどを丁寧に把握し、必要に応じて教職員の間での情報共有や協議なども行いながら、より円滑で効果的なその後の指導や支援につなげていく。

【班単位による学習】

「1.3. 教育学部初等教育学科が養成する人材像 (2)Resilience (しなやかさ)」で述べたように、Resilience (しなやかさ) を兼ね備えた教員を育成するため、学生は8～10人以内の班に分かれ、4年間、班単位で教育活動を行っていく。班単位での学習は、学校内外における協働性の喪失に対し、班を福井大学教職大学院でいう「学習する組織」として

編成し、協働性を育成しようとする試みである。

同学年活動だけでなく、小学校教育における縦割り活動の要素を教員養成にも取り入れる。4年生が、1～2年生を指導・援助することにより、その指導力を育成することになるとともに、1年生が、1年生ならではの様々な思いを生かして問題解決に迫る。

班活動の哲学は「分かち合い」である。「分かち合い」とは、「どのような人間も社会にとって掛け替えのない存在であり、どのような人間でも相互にその存在を必要としているということを確認することである。」(神野直彦)。喜びや悲しみを「分かち合い」生きていくことである。「分かち合い」を基本哲学として班活動を進めることにより、学生は Resilience (しなやかさ) を身に付けていく。入職後も、「折れること」も「こわれること」もなく、中核的リーダーとして成長していくであろう。

5.5. 卒業要件

教育学部初等教育学科の卒業要件単位数は、124 単位以上とし、教育研究上の目的を達成できるよう、科目区分ごとに必要単位数を定めている。履修コースごとの卒業要件は、以下のとおりである。

【小学校教育コース】

- ・専門科目 (99 単位以上)
 - ・基礎科目 28 単位必修 (必修科目は以下の通り)
 - 必修 22 単位の他に、特別活動及び総合的な学習の時間の指導法、生徒指導の理論と方法 (進路指導含む)、
 - 道徳教育の理論と指導法を履修すること。
 - ・小学校科目から 28 単位必修 (必修科目は以下の通り)
 - 初等国語科 (書写を含む)、初等社会科、初等算数科、初等理科、
 - 初等国語科指導法、初等社会科指導法、初等算数科指導法、
 - 初等理科指導法、初等生活科指導法、初等図画工作科指導法、
 - 初等家庭科指導法、初等音楽科指導法、初等体育科指導法、
 - 初等英語科指導法
 - ・実習科目 12 単位必修 (必修科目は以下の通り)
 - 観察実習、教職体験活動Ⅰ、教職体験活動Ⅱ、教育実習事前事後指導、教育実習 (幼小)、教職実践演習 (幼小)
 - ・展開科目 12 単位必修
 - ・基礎科目、小学校科目、幼保科目、特別支援科目、実習科目、展開科目より 19 単位選択必修
- ・基礎教育科目 (25 単位以上)
 - ・必修区分 10 単位必修
 - ・選択区分 15 単位以上選択必修
- ・小学校教諭一種免許状を取得すること。

【幼児教育コース】

- ・ 専門科目 (99 単位以上)
 - ・ 基礎科目 23 単位必修 (必修科目は以下の通り)
必修 22 単位の他に、子ども理解の理論と方法を履修すること。
 - ・ 幼保科目から 17 単位必修 (必修科目は以下の通り)
保育内容総論、子どもと健康、子どもと人間関係、子どもと環境、子どもと言葉、子どもと表現 (造形)、子どもと表現 (音楽)、健康領域指導法 I、健康領域指導法 II、人間関係指導法 I、人間関係指導法 II、環境領域指導法 I、環境領域指導法 II、言葉領域指導法 I、言葉領域指導法 II、表現領域 (造形) 指導法、表現領域 (音楽) 指導法
 - ・ 実習科目 1 単位必修 (観察実習)
 - ・ 展開科目 12 単位必修
 - ・ 基礎科目、幼保科目、特別支援科目、実習科目、展開科目より 46 単位選択必修
- ・ 基礎教育科目 (25 単位以上)
 - ・ 必修区分 10 単位必修
 - ・ 選択区分 15 単位以上選択必修

5.6. 履修モデル

教育学部初等教育学科では、本学部学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、本学部学科に所属する学生が 4 年間に履修すべき科目を表にまとめ、本学部学科の履修モデル (資料 13) を作成する。履修モデルは、学生が取得を目指す免許・資格の必修科目を履修するための基本的な流れを示したものである。この履修モデルを履修指導の際に学生に提示するとともに、個別面談等においても適宜活用することによって、個々の学生が自身のニーズに対応した履修計画を主体的に組み立てられるように支援を行う。

履修モデルは、教育学部初等教育学科において取得可能な免許等の種類に対応させるかたちで 5 種類作成している。学生は、「小学校教育コース」「幼児教育コース」のいずれかに属し、取得をめざす免許等の種類に応じて、履修モデルを選択し履修することとなる。(表 6 教育学部初等教育学科の取得希望免許に応じた履修モデル)

表 6 教育学部初等教育学科の取得希望免許に応じた履修モデル

コース	履修モデル	取得希望免許の組み合わせ	資格取得に要する単位数
小学校教育コース	1	小学校教諭一種免許状	124 単位
	2	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	132 単位
	3	小学校教諭一種免許状	133 単位

		特別支援学校教諭一種免許状	
幼児教育コース	4	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	124 単位
	5	幼稚園教諭一種免許状 保育士資格	124 単位

なお、特別支援学校教諭一種免許状の取得には、前提となる免許として小学校教諭一種免許状あるいは幼稚園教諭一種免許状のいずれかが必要となる。このように複数の免許・資格を取得する場合、免許等取得に必要な単位数は以下のとおり増えることとなるが、履修に当たっては、教員等から履修指導を行い、過重負担とならないようサポートを行う。

また、初等教育学科では、編入学制度は導入しないため、原則すべての学生が履修モデルに沿うかたちで4年間の学修を進める。

5.7. 履修科目の年間登録上限の設定について

本学では、授業時間及び授業時間外での適切な学修を確保するため CAP 制を取り入れており、学生が年間に履修している単位数の実績を踏まえて、「履修規程」において年間の履修登録単位数の上限を 48 単位としている。

なお、成績優秀者等（GPA2.8 以上）については 48 単位を超えて 60 単位までの履修を認めており、超過履修が認められた学生に対しては、CAP 制の概念と根拠を明確に伝えるなど学生の個々人の事情に合致した履修指導を行っている。

「履修規程」

（登録単位の制限）

第 6 条 1 年間に登録できる単位数は、48 単位までとする。ただし、成績が優れている者（年間 GPA 2.8 以上）の登録できる単位数は 60 単位までとする。

5.8. 他大学における授業科目の履修

本学では、他大学における授業科目の履修の取扱いについて、次のとおり「花園大学学則」で規定している。

「花園大学学則」

第 19 条の 3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前 2 項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 19 条の 4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学が別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

- 第 19 条の 5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第 54 条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学が別に定めるところにより単位を与えることができる。
 - 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 19 条の 3 第一項及び第二項並びに前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

5.9. 留学生に対する履修指導等について

教育学部初等教育学科では、日本の学校教育現場における教員養成を目的としており、留学生の積極的な入学は予定していない。

5.10. 多様なメディアを利用した授業について

本学では、授業は対面で行うことを基本としており、多様なメディアを利用した授業は予定していない。

6 実習の具体的計画

6.1. 花園大学の实習体制とその運用の特色

花園大学教育学部では、教育課程において、従来の教育実習に加え観察実習や教職体験活動など4年間にわたる様々な実習を多数経験させ、教育現場における実践及びReflection(ふりかえり/省察)を繰り返すことにより、「現場で育てる」を基本に教員養成を行うこととしている。

このような質量ともに豊かな実習を構築できるのは、1)本学周囲の徒歩圏内に多数の小学校在存在している京都市内中心部に立地していること、2)本学部が入学定員80名と小規模であり実習実施の負担が少ないこと、3)各小学校及び京都市教育委員会から本学部の教育方針・方法について理解と協力が得られていること、などから実現可能となったものである。

既に、大学近隣にある15の各小学校とは実習受け入れについて事前了解が得られており、市教委とは実習実施等も含めた連携協定を締結済みである。(資料14)さらに、学部設置に先立ち、市教委及び実習校との間に連絡協議会を立ち上げ、実習の具体化のみならず、教育課程も含めた教育学部の運営全般について幅広く協議を行うこととしている。

特に、2年生、3年生が履修する「教職体験活動」では、朝から小学校に登校し、学級担任の補助、特別な教育的支援が必要な児童への補助など子どもたちの学校生活に関わること全般に参加する。給食、昼休み、清掃、5校時目の授業が終わってから大学に帰り、指導教員とReflection(ふりかえり/省察)を行う。

さらに、京都市と協力して、令和7年4月からキャンパス内に学童クラブ(おおむね40名程度)を開設することとしている。(資料15)京都市では大学内に学童クラブを設けるのは初めての取組みであり、教育学部が開設される令和8年度からは教育学部の学生も学童クラブの活動に参加することが見込まれている。大学外の1年生から4年生にわたる実習と大学内の学童クラブにおけるふれあい活動が、より一層学生の成長につながるものと期待している。

6.2. 実習の目的

教育学部の学外実習の目的は、ディプロマ・ポリシー(DP)に則り、大学で学んだ知識と技術をもとに、小学校、幼稚園、保育園、特別支援学校において、「観察」(「観察実習」)と「参加」(「教職体験活動I、II」)「指導実習」(「教育実習」)という方法により教育実践に関わることを通して、教育者としての使命感と愛情を深め、教員になるための自らの資質と能力、適性を認識し、各自の成長のための課題を明確にすることにある。

具体的な目的及び対応するディプロマ・ポリシーは次の通りである。

- 1 教育・保育現場での実習を通して、教育者としての愛情と倫理観、使命感を深める（教職倫理）。（DP1、DP5）
- 2 教育・保育現場での幼児や児童との関わりを通して、子どもの多様性を理解し、子どもの実態や課題を把握する力を身につける（子ども理解）。（DP2、DP3）
- 3 教育・保育現場での実習を通して、教科や領域に関する専門的知識と技術の理解を深める（教職の理論知と実践知）。（DP1、DP2、DP3、DP4）
- 4 教育・保育現場での実習を通して、学校園の経営や教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解を深める（教育組織と実務の理解）。（DP2）

本学部の教職課程の特色は、各学生が自らの目指すべき教師像を認識しながら、Reflection(ふりかえり/省察)を続けることで、教科・領域や教職に関する専門的な知識と技術・技能を基にした実践的指導力を身につけていくことにある。そのために、学外実習での学びを重視し、教育職員免許法に定める教育実習及び児童福祉法で定める保育実習に加えて、「観察実習」と「教職体験活動」を大学の独自の実習科目として設定し、入学時から卒業時まで系統的、段階的に教育実践の場に携わることができるように編成している。

6.3. 実習の種類

本学部学科で実施される学外実習は、取得する免許・資格に応じて設定された2つの履修コース（小学校教育コース、幼児教育コース）ごとに、以下に示す10の実習科目を展開する。

小学校教育コース：「観察実習」※「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」
「教職体験活動Ⅲ」「教育実習（幼小）」※
「特別支援学校教育実習」※

幼児教育コース：「観察実習」※「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」
「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習（幼小）」※
「特別支援学校教育実習」※

（※はコース間で重複している科目）

【本学独自科目設定】

上記実習科目のうち、大学が独自に設定する実習科目の内容は、次のとおりである。

「観察実習」：小学校もしくは幼稚園の教育現場に赴き、「観察」と「参加」という方法により、子どもの姿をありのままに捉えるとともに、学校園における一日の教育・保育活動の流れや教師の役割について学ぶ。

「教職体験活動Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」：朝から小学校に登校し、学級担任の補助、特別な教育的

支援が必要な児童への補助など子どもたちの学校生活にかかわること全般に参加する。給食、昼休み、清掃、5校時目の授業が終わってから大学に帰り、指導教員と Reflection(ふりかえり/省察)を行い、実践的指導力の基本の育成を図る。

各実習の実施に当たっては、「手引き」を作成し、実習を受ける学生全員に配布するとともに、事前・事後の指導に利用することとしている。(資料16)

6.4. 実習先の選定と確保の状況

実習先については、教育職員免許法に定める教育実習、児童福祉法に定める保育実習、また本学独自に設定した「観察実習」「教職体験活動」を実施するうえで必要となる実習先を確保している。確保している実習先は、小学校が404校、幼稚園・保育所が107園であり、いずれも本学がある京都市内や交通移動が便利な京都府内、滋賀県内に位置している。(資料17)

また、実習学生には、実習中の事故だけでなく、実習先への移動中の事故等が発生した場合にも適用される学生教育研究災害傷害保険(学研災)への加入を義務付けるとともに、十分な安全指導を実施する。

(1) 「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」

「観察実習」(幼稚園)については、同一学校法人の設置校である洛西花園幼稚園で実施の予定であり、受入承諾済みである。「観察実習」(小学校)については、京都市教育委員会、京都市立小学校校長会との協議により、本学の近隣に位置する京都市中京区、北区、右京区、下京区内の15の市立小学校から受け入れ承諾済みである。(資料18)

(2) 「教育実習(幼小)」

京都市教育委員会ならびに京都府教育委員会と連携して、原則としてこれらの所轄の小学校、幼稚園、こども園、または同一学校法人の設置校である洛西花園幼稚園で実施する。

(3) 「特別支援学校教育実習」

京都市教育委員会、京都府教育委員会、滋賀県教育委員会と連携して、所轄の特別支援学校で円滑な実習を実施する。

これまで、臨床心理学科で行われていた特別支援学校教育実習においては、上記の3教育委員会から全面的な支援を得ており、実習先の確保に困難を生ずることはなかった。

(4) 「保育実習Ⅰ(保育所)」「保育実習Ⅱ」

京都市内の各保育所（園）と連携し、原則として、京都市内の保育所（園）で実習を行う。

(5) 「保育実習Ⅰ（施設）」 「保育実習Ⅲ」

京都府、滋賀県または出身都道府県の乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援等との連携により、これらの施設で実習を行う。

花園大学は、1964年に仏教福祉学科を設置して以降、約60年にわたって、多くの人材を社会福祉関係施設に送り出しており、児童福祉関係施設との連携協力は確かなものがある。また、その関係は、2024年度入学者から児童養護施設入所者に対し授業料全額免除の特待生奨学金制度を創設したことから、確固たるものとなっている。

6.5 実習先との契約内容

(1) 「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」

本学の幼稚園以外での実施については、京都市教育委員会を通じて実習受け入れ先の学校長から承諾を得たうえで、実習開始前までに実習に関する事務手続きを行う。実習にあたっては、実習中に知り得た個人情報に関し、個人情報の取り扱いに係る特記事項を定めてこれを遵守することとする。実習先での業務に係る責任は実習受け入れ先が負うこととし、また実習先への移動中、実習先で発生した実習生が関わる事故については、これらに適用される学生教育研究災害傷害保険に実習生を加入させることで対応する。その他教育に関する最終責任は本学が負うものとする。

(2) 「教育実習（幼小）」 「特別支援学校教育実習」「保育実習Ⅰ（保育所）」 「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「保育実習Ⅰ（施設）」

実習の実施の約1年前より実習受け入れ先から内諾を得た後、実習実施の水準を満たした実習生の受入について正式な依頼を行う。学生には実習先に対する誓約書を提出させ、実習先の指示に従い、誠実かつ積極的に実習に従事する旨の誓約をさせる。なお、実習の実施に際して、実習先と契約する内容には、「実習の目的」「実習期間と単位」「実習の段階と内容」「評価項目と評価票」「出勤簿の取り扱い」「欠席及び補充の取り扱い」「個人情報の保護について」「実習記録の使い方」等を含み、これらを文書にて事前に伝え、理解を求めることとする。

6.6 実習水準の確保の方策

教育学部の実習関連科目を履修するにあたっては、各科目について基準を設定し、それを満たしていることが実習科目履修（実習参加）の要件となる。また実習に際しては、それぞれ実習の「手引き」を作成しており、実習の進捗、実習計画、実習の段階と目標、実習の心得、実習の評価等について詳細に指導を行う。実習関連科目の編成と運

営については、各実習担当教員を中心に学科の教育実習運営委員会が統括し、教職課程全体における実習科目の位置と整合性に配慮しつつ、円滑な実習が遂行できるよう方策を講じる。

6.7. 実習先との連携体制

(1) 「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」

本学は京都市教育委員会と連携協力に関する協定書を締結し、本協定書に基づき 連絡協議会を設置し、観察実習や教職体験実習等の実習科目の円滑な実施のための連携体制を整えている。連絡協議会は年に数回開催し、本学科の実習を含む教職課程全体の進捗についての情報共有と評価等について協議の機会とすることとなっている。

また実習に際し、実習校との連絡については、本学の教務課（免許資格支援センター）を窓口とし、実施前後及び実施時等の連絡体制を整え、実習が円滑に行えるようにする。

(2) 「教育実習（幼小）」「特別支援学校教育実習」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「保育実習Ⅰ（施設）」

実習校との連絡については、教務課（免許資格支援センター）を窓口とし、実施前後及び実施時等の連絡体制を整え、実習が円滑に行えるようにする。

実習前には、学生が実習校、実習施設に事前訪問を行い、教育実習もしくは保育実習の手引きをもとに、詳細な打ち合わせを行う。実習中の遅刻・欠席あるいは、実習校等からの連絡について、教務課（免許資格支援センター）へ連絡をするように指導する。実習期間中は、教員による実習巡回訪問を行い、実習状況を把握するとともに、学生への指導を行う。

6.8. 実習前の準備状況

(1) 感染予防対策について

実習開始までに、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の予防接種、BCG の摂取を推奨する。麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎については、実習までに抗体を獲得しておくことを働きかける。予防接種については任意での摂取を原則とする。感染予防上、予防接種の必要性、効果、副反応について、学生自身と保護者が十分理解した上で判断が必要であり、各自の責任のもとに個別に行う。また新型コロナウイルス感染症に対しては、検温、手洗い、手指指導、マスク着用、健康観察記録など日常の感染予防対策に対する指導の徹底を図り、また実習校及び施設の要請に応えた対応を図る。

(2) 事故発生時の対応について

事故が発生した場合の対応について、学生は速やかに実習指導者及び管理職、本学の教務課（免許資格取得センター）に報告し、それらの指導のもとに対応する。学生は実

習指導者とともに、対象者の状況を把握し、安全な状態を確保するよう適切な対応を行う。実習中に知り得た業務上の機密情報、個人情報に関する守秘義務や SNS 他に係る注意点等についても指導を徹底する。

(3) 保険等への加入について

学生は入学時より学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入する。これらの保険は、学生が対象者または実習受け入れ先の備品等に損害を与えた場合や学生自身が受けた実習中の事故による被害、移動中の事故に適用される。

6.9. 事前・事後における指導計画

事前・事後においては、各実習の「手引き」を用いて以下の内容の指導を行う。

(1) 「観察実習」

「観察実習」（1単位）は、幼稚園もしくは小学校を実習先として、初年次前期に実施の実習（3日間）である。それぞれ事前指導を8時間、事後指導を8時間行う。

1)事前指導

事前指導では、「観察実習」の目的と目標、現場に関わるときの心構え、実習生としての遵守事項について指導を行う。次に実習協力校・園の概要と教育理念について説明を行い、最後に、実習計画と観察の視点、観察実習日誌の記録方法について指導する。

2)事後指導

事後指導では、学内において、実習体験を振り返り、観察実習日誌の記録に基づいて、実習学生の間で、実習体験を発表し、理解を共有する。最後に、実習体験をその後の学びにつなげる視点を得る。

(2) 「教職体験活動Ⅰ」

「教職体験活動Ⅰ」は小学校を実習先として、2年次後期に実施の実習（毎週1日）である。

1)事前指導

事前指導として初回の授業において、「教職体験活動」の目的と目標、小学校での支援業務に従事する際の心構え、実習生としての遵守事項について指導を行う。次に実習協力校の教育理念や概要について説明を行い、最後に、支援活動の概要と留意事項、教職体験活動の実習日誌の記録方法について指導する。

2)事後指導

事後指導については、毎回の実習後、実習校より学内に移動し、演習形式により、その日の体験についての反省を行い、観察と体験、気づき等の諸点を共有しながら、課題を明確にし、次の実習につなげる。本科目の最終週の授業においては、「教職体験活動」の総括を行い、期末に「教職体験活動報告書」を提出させ、学生のその後の学びの課題につなげる。

(3) 「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」

「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」は3年次、4年次に、「教職体験活動Ⅰ」の実習校、「教育実習（幼小）」の実習校、学生の出身校、京都府内の小学校等を実習先として、概ね40時間を日処に実施する。

1) 事前指導

事前指導としては、「教職体験活動Ⅰ」の内容に加えて、実習生の教師としての資質能力の向上と教育現場での職務の理解、子ども理解が深まり、より質の高い支援活動となるように指導を行う。

2) 事後指導

事後指導については、実習担当教員と Reflection(ふりかえり/省察)を行い、体験活動の到達点とこの後の課題、実習の成果を大学での実習にどのようにつなげるか考える。期末に「教職体験活動報告書」を提出させ、実習成果の確認を行う。

(4) 「教育実習（幼小）」「特別支援学校教育実習」

「教育実習（幼小）」「特別支援学校教育実習」ともに4年次に実施の実習であるが、それぞれ、事前指導を20時間、実習の終了後に事後指導を10時間行う（1単位）。なお、「教育実習（幼小）」の小学校実習は4週間、幼稚園実習は4週間、特別支援学校実習は2週間である。事前・事後の指導内容の概要は以下の通りである。

1) 事前指導

- ・教育実習の目的と目標、心構え、実習の展開について

教育実習の目的と目標、実習生の立場と子どもから学ぶ姿勢、教員の職務とその専門職性及びサービス内容と教育事務一般について学ぶことを指導する。また実習に先立って行うべき事前学習と準備、実習計画と実習の具体的な展開について説明、指導するとともに、個々の学生に応じた実習計画を作成する。

- ・実習関係書類の作成

教育実習に必要な提出書類の作成について指導し、実際に作成する。また教育実習日誌の記載の方法について指導する。

- ・学習指導案・保育指導案の作成

学習指導案もしくは保育指導案の要点を指導し、実際に具体的な指導案を作成する。

- ・守秘義務及びハラスメントについて

実習中に知り得た業務上の秘密及び個人情報に関する守秘義務や SNS 等に係る注意点等について指導を徹底する。また、教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について指導する。本指導は、すべての実習について必要な指導である。（「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について」文部科学省教育人材政策課長通知、令和5年3月29日）

2)事後指導

・実習体験報告

教育実習で得た体験を実習生の間で共有し、相互に評価を行う。

・実習評価と反省

教育実習の体験と成果を総括し、実習の評価と振り返りを教育実習報告書としてまとめる。

(5) 「保育実習 I (保育所)」「保育実習 II」「保育実習 III」「保育実習 I (施設)」

保育実習及び施設実習は、「保育実習 I (保育所)」（3年次）「保育実習 I (施設)」（3年次）「保育実習 II」（4年次）「保育実習 III」（4年次）を選択科目として配置しており、それぞれの実習について、事前・事後指導を実施する。実習期間はそれぞれ概ね10日間、80時間以上である。

事前・事後の指導内容の概要は以下の通りである。

1)事前指導

・保育実習・施設実習オリエンテーション

保育士資格を取得するために必要な学内で学ぶ開講科目と実習科目との関連性と実習の意義について指導する。続いて、前年度に保育実習及び施設実習を行った実習生から実習の体験談を語ってもらい、実習の重要性について指導する。

・実習の目的と目標、心構え、実習の展開について

保育実習及び施設実習の目的と目標、実習生の立場と子どもから学ぶ姿勢、保育士の職務とその専門職性及び服务内容と保育業務・施設業務一般について学ぶことを指導する。また実習に先立って行うべき事前学習と準備、実習計画と実習の具体的な展開について指導する。

・実習関係書類の作成

保育実習及び施設実習に必要な提出書類の作成について指導し、実際に作成する。また保育実習日誌ならびに施設実習日誌の記載の方法について指導する。

・事前学習

保育計画、保育指導について理解し、教材研究や子どもの発達的特質と保育上の課題を認識した上で、部分的な保育（手遊び、紙芝居、絵本等）の指導計画の立案と、それに基づく乳幼児への援助と指導技術について指導する。

・守秘義務及びハラスメントについて

実習中に知り得た業務上の秘密及び個人情報に関する守秘義務や SNS 等に係る注意点等について指導を徹底する。また、教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について指導する。本指導は、すべての実習について必要な指導である。

2)事後指導

・実習体験報告

実習で得た体験について、実習中に作成された保育実習日誌及び施設実習日誌の内容から、実習生の間で共有し、反省や気づきなど具体的な観点から相互に評価を行う。

・実習評価と反省

実習の体験と成果を総括し、実習の評価と振り返りを実習報告書としてまとめる。

6.10. 教員の配置並びに巡回指導計画

(1) 「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」

各実習担当教員が観察実習訪問計画書、及び教職体験活動訪問計画書を作成し、教員による実習先訪問、実習先での指導を実施する。「観察実習」については実習後、「教職体験活動」については期末に、訪問報告書を総括し実習のあり方と成果について検討し、実習及び実習先訪問の改善に努める。

(2) 「教育実習（幼小）」「特別支援学校教育実習」

各実習担当教員が教育実習先訪問計画書を作成し、教員による実習先訪問を実施する。訪問時期は、実習校との相談・打ち合わせにより決定する。実習先訪問の後、訪問報告書を作成し、それに基づいて検討を行い、実習及び実習先訪問の改善に努める。

(3) 「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「保育実習Ⅰ（施設）」

各実習担当教員が保育所及び施設の巡回指導計画書を作成し、教員による巡回指導を実施する。巡回指導後、訪問報告書を作成し、それに基づいて検討を行い、実習及び実習先訪問の改善に努める。

6.11 実習施設における指導者の配置計画

(1) 「観察実習」「教職体験活動Ⅰ」「教職体験活動Ⅱ」「教職体験活動Ⅲ」「教育実習（幼小）」「特別支援学校教育実習」

平成18（2006）年7月11日の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」は、教育実習について、次のとおり論じている。

「教育実習は、課程認定大学と学校と教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会（アンダーライン、申請者）であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たる（アンダーライン、申請者）ことが重要である。」

本学においては、これまでも学校や教育委員会との密接な連携のもと、幼・中・高教員免許及び特別支援教員免許にかかる教育実習を長年、実施してきた経験がある。

また、今回の新設学部の設置に際しても、令和6（2024）年11月28日付で京都市教育委員会と連携協定を締結、既に、15校の近隣小学校から実習受け入れの事前了解を得ている。さらに、令和7（2025）年4月には、京都市と学童クラブの学内設置について包括連

携協定が結ばれるなど、大学と京都市及び近隣小学校との連携はますます強化されつつある。

これまでも教育実習に際しては適切な実習指導教員に担当いただいていたが、このように連携が強化される中、今回の幼稚園及び小学校並びに特別支援学校の教育実習においても、学校側において適切な指導者が学生を指導していただけるものと確信している。

(2) 「保育実習 I (保育所)」「保育実習 II」「保育実習 III」「保育実習 I (施設)」

6.4 (5) 「保育実習 I (施設)」で述べたとおり、花園大学は、1964 年に仏教福祉学科を設置して以降、約 60 年にわたり、多くの人材を社会福祉関係施設に送ってきており、そのネットワークが実習施設における優秀な指導者の確保につながってきたものと理解している。これまでの実習においても、実習指導者を含む施設側に起因する問題が生じたことはない。今後とも、実習施設は適切な指導者を担当させていただけるものと考えている。

6.12. 成績評価体制及び単位認定方法

本学部の実習関連科目は、上記「6.1.実習の目的」に示すとおり、DP に則り「教職倫理」(DP1、DP5)「子ども理解」(DP2、DP3)「教職の理論知と実践知」(DP1、DP2、DP3、DP4)「教育組織と実務の理解」(DP2)を目的として掲げており、これらをすべての実習科目に共通した評価項目として設定する。ただし、評価項目の具体的な内容は、各実習科目の内容と実習段階に対応したものとする。各実習において共通した項目において評価を得ることにより、学生自身が、自らの資質能力を、継続的な観点から把握し、自己の課題を設定することができ、同様の観点から指導を受けることが可能となる。

(1) 「観察実習」「教職体験活動 I」「教職体験活動 II」「教職体験活動 III」

「観察実習」の評価は、実習の取り組みの様子、観察実習日誌、実習報告書をもとに、実習科目の学修の到達目標の観点毎の評価比率をもとめ、総合的に評価し、単位認定を行う。

「教職体験活動 I」「教職体験活動 II」「教職体験活動 III」の評価は、実習の取り組みの様子、学内で実施の演習形式での振り返り、教職体験活動日誌、実習報告書をもとに、実習科目の学修の到達目標の観点毎の評価比率をもとめ、総合的に評価し、単位認定を行う。

(2) 「教育実習 (幼小)」「特別支援学校教育実習」

「教育実習 (幼小)」及び「特別支援学校教育実習」の評価は、実習校から返却された教育実習評価票、実習学生から提出される教育実習日誌、実習報告書をもとに、実習科目の学修の到達目標の観点毎の評価比率をもとめ、総合的に評価し、単位認定を行う。

(3) 「保育実習Ⅰ(保育所)」 「保育実習Ⅱ」 「保育実習Ⅲ」 「保育実習Ⅰ(施設)」

保育実習及び施設実習の評価は、実習施設から返却された保育所実習評価票もしくは施設実習評価票、実習学生から提出される保育所実習日誌もしくは施設実習日誌、実習報告書をもとに、実習科目の学修の到達目標の観点毎の評価比率をもとめ、総合的に評価し、単位認定を行う。

7 取得可能な資格

教育学部初等教育学科では、履修コースとして小学校教育コースと幼児教育コースの2コースを設置する。コースごとの取得可能な資格は、表7に示した通りである。

表7 教育学部初等教育学科で取得可能な資格一覧

コース名	取得可能な資格
小学校教育コース	(1) 小学校教諭一種免許状 (2) 幼稚園教諭一種免許状 (3) 特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体・病弱） (5) 社会福祉主事任用資格
幼児教育コース	(2) 幼稚園教諭一種免許状 (4) 保育士資格 (3) 特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体・病弱） (5) 社会福祉主事任用資格

(1) 小学校教諭一種免許状

小学校教育コースのみ取得可能である。

国家資格であり、初等教育学科開設科目の履修にて、卒業所要単位数のみで資格取得が可能である。

(2) 幼稚園教諭一種免許状

小学校教育コース、幼児教育コース共に取得可能である。

国家資格であり、初等教育学科開設科目の履修にて、卒業所要単位数のみで資格取得が可能である。小学校教育コースにて小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状の両方を取得する場合には、教育実習は小学校にて実施する。

(3) 特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体・病弱）

小学校教育コース、幼児教育コース共に取得可能である。

国家資格であり、小学校教育コースでは小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状のいずれかを取得の場合、幼児教育コースでは幼稚園教諭一種免許状を取得の場合のみ、取得可能である。初等教育学科開設科目の履修にて資格取得が可能である。また、前述「1.2. 教育学部初等教育学科を設置する理由・必要性」にも示したように、特別支援教育の素養は教育学部に所属するすべての学生にとって重要であると捉えているため、特別支援教育に関する一つの科目は必修科目として設定している。

(4) 保育士資格

幼児教育コースのみ取得可能である。

国家資格であり、初等教育学科開設科目の履修にて、卒業所要単位数のみで資格取得が可能である。

(5) 社会福祉主事任用資格

小学校教育コース、幼児教育コース共に取得可能である。

国家資格であり、初等教育学科開設科目のうち、指定科目 3 科目以上の履修にて、卒業所要単位数のみで資格取得が可能である。

8 入学者選抜の概要

8.1. アドミッション・ポリシー

教育学部の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりであり、また、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの対応は、前述「1.6.教育学部初等教育学科のアドミッション・ポリシー」（表3）記載のとおりである。

【教育学部初等教育学科のアドミッション・ポリシー】

教育学部初等教育学科は、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー：DP）において、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力（DP1～DP5）を定めた。それらの資質・能力を身に付けた人材になるためには、教育学部初等教育学科で学ぶ目的意識や意欲を持った上で、高等学校までの学修で学んだ知識や、自ら考えて判断する力、さらに、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容等を身に付けて入学してくることが求められる。そのため、教育学部初等教育学科の志願者には、以下の①～⑤のことを求める。

また、このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施する。

①自立性・自律性・主体性(AP1)

自分自身が修得してきた資質・能力の現状を把握するとともに、それらを向上させることの必要性を自覚し、大学で学ぶ目的意識と意欲を持っている。また、高等学校までの学修やその他の活動において、自身の成長のために、自らを律して、主体的に、模索や試行錯誤、ふりかえりを重ねた経験を有する。

②知識・理解(AP2)

高等学校の教育課程の履修を通して、幅広い教科等に関する基礎的・基本的な知識を修得するとともに、多様な他者と協働した経験を有している。

③思考・判断(AP3)

高等学校までの学修や日常生活等を通じて修得した知識や経験などをもとに、日常生活をはじめ社会における様々な問題の背景や諸要因などを科学的かつ論理的に説明したり、解決策を提案したりすることができる。

④技能・表現(AP4)

高等学校までの学修や日常生活等を通じて、自分なりに、また、他者と協働しながら、工夫して何かに取り組んだり提案を行ったりした経験を有する。また、それを通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎を身に付けている。

⑤態度・志向(AP5)

教育学部初等教育学科の学修において獲得する知識や技能、経験等を生かして、多様な他者とも協働しながら社会に貢献するという目的意識と意欲を持っている。

8.2. 入学者選抜方法及び選抜体制等

教育学部初等教育学科では、上記に記載したアドミッション・ポリシーに基づき、下記の通り入学者選抜（総合型選抜（AO）、学校推薦型選抜（自己推薦入学試験）、一般選抜入試、大学入学共通テスト利用入試）を実施することとし、学校推薦型選抜（指定校）（スポーツ）、社会人入試、留学生入試枠は行わない。

①総合型選抜（AO）

アドミッション・ポリシーに基づく教育学部への適性や学習に対する意欲、能力、個性、目的意識を総合的に判定する。前期日程、後期日程と2回実施する。定員は若干名とする。

試験内容としては、志願者は事前にエントリーシート、小論文、課題を提出し、その内容について試験日の面接（口頭試問）で発表する形式をとる。

学力のみでは測れない適性を見ることを目的とする。

②学校推薦型選抜（自己推薦入学試験）

A 日程、B 日程と2回実施する。

A 日程は基礎学力「国語」の試験を必須とし、「英語」「数学」または「日本史」から1科目を選択し2科目で実施する。なお、「国語」は「現代の国語」「言語文化」から出題し、古文、漢文の読解問題は出題しない。「英語」は「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」および「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」から出題し、リスニングは実施しない。「数学」は「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「数学A」「数学B（数列）」「数学C（ベクトル）」を出題範囲とする。「日本史」は「日本史探究」を出題範囲とする。判定には学業成績、及び面接を加える。

B 日程は基礎学力「国語」「英語」の2科目で実施する。なお、「国語」は「現代の国語」「言語文化」から出題し、古文、漢文の読解問題は出題しない。「英語」は「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」および「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」から出題し、リスニングは実施しない。判定には学業成績、及び面接を加える。

A 日程、B 日程の募集人員は合計30名程度とする。

③一般選抜

A 日程、B 日程、C 日程、D 日程と4回実施する。

A 日程、B 日程は「国語」「英語」を必須とし、「数学」または「日本史」から1科目を選択し3科目で試験を実施する。各科目100点満点とし300点満点の総合得点で合否を判定する。国語は「現代の国語」「言語文化」から出題し、古文、漢文の読解問題は出題しない。英語は「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」及び「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」から出題し、リスニングは実施しない。「数学」は「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「数学A」「数学B（数列）」「数学C（ベクトル）」を出題範囲とする。「日本史」は「日本史探究」を出題範囲とする。

C 日程、D 日程は国語の 1 科目で判定する。国語は「現代の国語」「言語文化」から出題し、古文、漢文の読解問題は出題しない。

A 日程、B 日程、C 日程、D 日程の募集人員は合計 45 名程度とする。

④大学入学共通テスト利用入試

国語、英語、地理歴史、高得点科目 1 科目各科目 100 点の 400 点満点で判定する。
募集人員は若干名とする。

⑤入試会場

地方部における教師不足対応という学部設置の趣旨に則り、全国から幅広く志願者を確保するため、一般選抜の学外会場について充実・強化を行う。

令和 7 年度入試では、京都府福知山、滋賀県草津、名古屋、大阪、東京、福岡会場で実施しているが、教育学部開設に合わせて、令和 8 年度入試から、新たに福井及び岡山会場を開設するとともに、東京及び福岡会場での開催日数を増やす予定である。

8.3. 各入学者選抜とアドミッション・ポリシーの対応

実施する入学者選抜とアドミッション・ポリシーの対応は表 8 のとおりである。

表 8 各入学者選抜とアドミッション・ポリシーの対応

入学者 選抜方法	評価法方法	アドミッション・ポリシー				
		自立性・自律性・主体性 (AP1)	知識・理解 (AP2)	思考・判断 (AP3)	技能・表現 (AP4)	態度・志向 (AP5)
総合型選抜 (AO)	・調査書 ・エントリーシート ・小論文 ・課題 ・面接 (口頭試問)	○	○	○	○	○
学校推薦型選抜	・調査書 ・学力試験 ・面接	○	○	○	○	○
一般選抜	・調査書 ・学力試験		○	○	○	
共通テスト利用	・調査書 ・大学入学共通テスト		○	○	○	

8.4. 履修コースの選択

教育学部初等教育学科は、入学志願の段階で志望するコース（小学校教育コース 50 名を予定、幼児教育コース 30 名を予定）について意向を確認し、合格後の入学手続きの段階でコースを確定する手続きを経る。なお、学生の希望する進路に変更が生じた場合や学生数の隔たりが生じた場合には、取得する免許等の履修上の制約も踏まえつつ、入学後の

コース変更を認める場合がある。

8.5. 科目等履修生の受入れ

教育学部初等教育学科では、教員免許や保育士資格取得を目的とした人材養成を行うこととしており、科目等履修生等の積極的な受け入れは予定していない。

9 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

9.1. 教員組織の編成における基本的な考え方

前述「1.3.教育学部初等教育学科が養成する人材像」のように、教育学部では、「思慮深い thoughtful」教員や保育者を養成することを目的としている。そしてこの「思慮深い教師」とは、単に教育内容に知悉し技術や技術としての指導法を習得した（身につけた）というのではなく、「授業の準備と実践と反省のすべての過程をとおして、教材と対話し、子どもたちや同僚と対話し、自分自身と対話しながら、学びの創造に挑戦し続け」（佐藤学）る教師であり、教育実践における絶えざる省察によって、実践的知識（教科内容に関する専門的知識を基盤にしながらも、教育実践の個々の事例に則して機能する知識）と実践的指導力、そして実践の見識（専門知や実践知を総合して省察し判断をするときの見識、叡智）を具えた教師である。

こうした教師の育成に取り組むにあたっては、教育課程に設けられた各科目に関する確かな見識や豊富な経験を有する教員の配置が不可欠であるとともに、とりわけ、学術的に高い研究業績を有する教員と、実際に小学校、幼稚園、保育園等での教育・保育に実務的かつ研究的に携わり、高度な実践力を備えた教員のバランスの良い配置及び教員同士の充実した協働を実現することが重要になる。

そのため、大学において教員養成や保育者養成、研究者養成に携わり、豊富な研究業績や学校・保育現場との共同研究等の実績を有する教員、小学校、幼稚園、保育所等での経験に裏打ちされた実践的研究に秀でた教員、教育委員会をはじめとする行政での実務経験や現職教員の研修等に関する知見や実績を有する教員、障害や文化的背景、家庭環境等を背景とした特別なニーズがある多様な子どもへの対応に関する知見や経験を有する教員を、主要授業科目を担当する基幹教員として配置している。これにより、「思慮深い教師」の養成という共通の目標を共有しながら、多様な学問分野の知見や最新の研究動向をふまえた指導、多様な学校園や子どもの実態をふまえた指導、学際的なアプローチで実践に関する省察や判断の力を高める指導などを提供することが可能になっている。

この基本的な考え方を踏まえ、教員組織は新規に採用する教員を基本として編制する。新規採用は、一般公募（国際公募）であり、男女共同参画を推進している。教員の審査に当たっては、原則、学外審査委員による審査を必須としている。なお、教員は学年進行に応じて配置するが、学生の履修には支障が生じない。

9.2. 教員組織における中心的な研究分野と研究体制

前述「1.7.組織として研究対象とする中心的な学問分野」で示したように、教育学部初等教育学科では、「教育学関連分野」「各初等教科教育学関連分野」「特別支援教育学関連分野」「幼児教育・保育学分野」の4分野が、教育及び研究の対象となる中心的な学問分野となる。これらの分野はそれぞれに固有の領域やディシプリンを有するものではあるが、教員養成課程の充実を図るためには、学際的なアプローチによる教育・研究活動の推進が不可欠で

ある。そのため、本学科では、1年次対象の「初等教育入門」をはじめ、3、4年次対象の「初等教育セミナー（基礎）Ⅰ～Ⅳ」、4年次対象の「初等教育セミナー（発展）Ⅰ～Ⅱ」、また、1～4年次のそれぞれを対象として実施される各種の実習関連科目などにおいて、異なる学問分野の教員が協働して科目を担当するとともに、それを軸とした研究活動を推進できる体制を構築している。

また、多様なニーズがある多様な子どもの理解や対応、ならびに、高度情報化社会の可能性や課題に対する理解をベースにしながら、小学校、幼稚園、保育園等での教育活動に参画するためには、教育学のみならず、心理学や社会学、福祉学、情報学の知見に基づいて、子どもの実態の把握や課題の分析、解決策の模索と取り組みを行うことも重要である。そこで本学科では、「教育学関連分野」「各初等教科教育学関連分野」「特別支援教育学関連分野」「幼児教育・保育学分野」の4分野に関する博士の学位、あるいはそれに準ずる業績・実績を有する教員を5名配置するとともに、心理学や社会学、福祉学、情報学に関する博士の学位、あるいはそれに準ずる業績・実績を有する教員を1名配置した。これにより、本学科の目的に沿った教育・研究活動を促進する体制を実現することができる。

9.3. 教員組織の年齢及び職位の構成

完成年度末における教員の年齢の構成は、表9の通りであり、20歳代から60歳代まで幅広くバランスの取れた配置となっている。また、教員の定年については、「定年制規程」第1条において、65歳と定め、退職日をその年度末日としている。（資料19）なお、教員のうち5名が完成年度末までに定年年齢を超える予定であるが、本学の教授については、「花園大学特任教授規程」に基づき、特任教授として70歳まで雇用を継続（同第1条、第2条）することができる。さらに「大学設置認可等の特別の必要性がある場合」は73歳まで任用期間を更新することができる（同第2条の2）と定めており、教育学部開設に当たって教育研究上問題が生じることはない。

なお、学部開設時においては、学部運営を着実に進めるため豊富な経験を有する者を多く配置しているが、平均年齢は52.5歳であり決して高齢者に偏っているわけではない。学部完成後は、若手を中心として計画的に教員採用を行うこととしており、年齢構成のバランスに十分配慮して人事計画を進めることとする。

また、教員の職位については、基幹教員16名のうち教授は9名であり、大学設置基準で規定する教授の必要基幹教員数（5名）を上回って配置している。

表9 教員の年齢構成

学部学科名	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
教育学部	1	2	3	4	6
初等教育学科					(5)

※（ ）内は、完成年度末までに定年年齢を超える教員数

9.4. 基幹教員の整備計画

主要授業科目を担当する基幹教員については、授業開講に支障が生じないよう計画的に整備を行うこととしており、開設年度で88%(14名/16名)、2年次までに100%の教員配置を行うこととしている。

なお、学部完成年度（2030年）以降の教員採用計画を、次のとおり予定している。

- 2029年度 教授（72歳）1名退職、教授（70歳）1名退職
- 2030年度 若手教員（講師から教授で）2名採用
教授（70歳）1名退職、教授（65歳）1名退職
- 2031年度 若手教員（講師から教授で）2名採用
退職予定なし
- 2032年度 採用予定なし
教授（70歳）2名退職
- 2033年度 若手教員（講師から教授で）2名採用
退職予定なし
- 2034年度 採用予定なし

2030年から採用する若手教員（講師から教授まで）を順調に採用できれば、適正な年齢構成を確保することができる。

令和7（2025）年6月20日付け京都大学大学院教育学研究科長齊藤智教授発花園大学学長磯田文雄宛文書（別添資料21）にて、次のとおり、本学新設学部の若手教員の採用に協力する旨、誓約書をいただいている。

「京都大学大学院教育学研究科は、学校法人花園学園が設置する予定の花園大学教育学部初等教育学科が文部科学大臣の認可を受けた際は、同学科の教育研究組織が教育研究の継続性の観点から適切なものとなるよう、同学科若手教員の採用に協力します。」

また、令和7（2025）年6月13日、学長が香川県教育委員会義務教育課長西原明氏に面会した（別添資料21）際、西原課長より学長に対し、香川県の若手教員で実務家教員を目標したい者を紹介する旨約束された。

このように京都大学大学院教育学研究科や香川県教育委員会の協力を得ながら、若手教員の計画的な採用を進めていく。

9.5. 教育研究活動等における教職協働体制

教育学部初等教育学科は、基幹教員による学科会議を構成し学科運営に当たるとともに、実務に関しては、事務局（主として教務課（免許資格関係担当）及び学生支援課（厚生補導関係担当））と協働しながら学科実務を処理することとしており、教員と職員がそれぞれの役割を果たしながら連携する体制が整っている。

10 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学では、建学の精神である「禅的仏教精神による人格の陶冶」を基本理念とした学術研究の推進と、社会に対する信頼性を確保することを大きな使命としており、「花園大学中期ビジョン」において研究推進に関する以下の事項を掲げている。

- ・研究支援の充実を図り、研究成果の創出と発信を積極的に行う。
- ・自治体・企業・各種団体等と連携を強化する。
- ・学外との共同研究や科学研究費等の学部資金獲得を積極的に行う。
- ・地域における諸課題に取り組む研究を積極的に支援する。

これらを踏まえ、本学では、日常的な研究活動を助成することにより、大学の研究水準の維持向上、研究の高度化に資することを目的として、教員に個人研究費を交付している。対象となるのは常勤の教員、特任教授、嘱託教員である。対象者は「個人研究費申請・計画書」に研究計画等を作成・申請し、その内容を審査の上、予算の範囲内で学長が交付金額を決定する。また、科研費等への応募準備のための研究支援として、特に若手を対象とした企画研究費を交付している。さらに、科学研究費助成事業等の間接経費を得た研究者に対し、間接経費（10万円以上に限る）の30%を上限として個人研究費の交付を行っている。

リサーチ・アドミニストレーター（URA）や研究活動をサポートする技術職員の配置は現在行っていない。

なお、科研費等の競争的研究費や学外からの共同研究費の募集や取りまとめ、申請や研究倫理に関する研修会の開催などについて担当窓口となる部署を設けている。

1 1 施設・設備等の整備計画

本学は、1977(昭和 52)年に現在の場所にキャンパスを移転して以来、教育研究環境の整備と充実に取り組んでおり、京都市中心部に位置する利便性の良さや静謐な学習環境を維持しつつ、学生サービスの向上を図ることを整備計画の基本的な考えとしてきている。

なお、今回の教育学部初等教育学科開設に当たっては、同時に社会福祉学部児童福祉学科の募集停止を行うことから、新たな校舎を建築することはせず、既存の校舎を有効活用することとしている。

11.1. 校地・運動場の整備計画

本学は京都府京都市中京区（一部同右京区）に位置し、土地面積 68,993 m²（本キャンパス+京北キャンパス）、校舎面積 29,467 m²を有しており、収容定員 1,676 名の教育とそれに必要な研究に資するだけの十分な面積を備えている。

本キャンパスは京都市の中心部にあり、JR 京都駅から嵯峨野線で約 10 分にある円町駅から徒歩 8 分、路線バスや地下鉄の最寄り駅からも徒歩圏内とアクセス至便な場所に位置している。

本キャンパスは 30,580 m²あり、敷地内に校舎のほか、体育館や課外活動施設、教堂、食堂、カフェテリア、コンビニ、書店等を設置しており、また学生が談笑・休憩するための交流スペースが十分に確保されている。

運動用施設として、本キャンパスに体育館、グラウンド、テニスコート、リトミック室などを備えるほか、京北キャンパス（38,413 m²）には多目的グラウンドを備えており、体育実技授業のほか、課外活動の場として学生の利用に供している。なお本キャンパス内にあるグラウンドは令和 2（2020）年に人工芝を敷設しており、利用環境が向上している。

11.2. 校舎等施設の整備計画

校舎は、本キャンパス内に 15 棟あり、教室、研究室、体育館、図書館、教堂、坐禅堂、医務室、学生相談室、学長室、会議室、事務室等を整備しており、収容定員に対して十分な広さを確保している。

教室・設備については、新学部設置に合わせて社会福祉学部児童福祉学科を募集停止することとしており、新学部向けに必要な教室は確保できている。なお、理科実習室は、既存の実習室を改修し、必要となる教育用設備を購入することで整備することとしている。また、調理実習室、音楽演習室、図画工作室は募集停止する児童福祉学科と共用することとしている。

なお、令和 4（2022）年に学園創立 150 周年記念事業において、全室に AV・プロジェクタ設備を完備した「返照館」（大小合わせて 16 教室、本学では各校舎に仏教由来の名前を付けている。）を竣工しており、新学部を含む全学部の授業で使用することとしている。館内には自習スペースを設けており、学生が自由に休息や学習を行う環境を整備している。さらに、同事業において「対雲館」を改修し、AV・プロジェクタ等の機器を整えた演習室 16 室、

教室2室を整備しており、こちらも新学部での共用を予定している。

学生厚生施設については、令和2（2020）年に更衣室・シャワー室を完備した「楽道館」を竣工している。

研究室については、本学では教員全員に対し個人研究室（20.2㎡）を付与しており、新学部就任予定の教員全員に対しても同様に個人研究室を付与する。

既存施設として、グラウンド、体育館1棟、リトミック室1室、講義室46室、演習室24室、音楽演習室2室、ピアノ室10室、図画工作室1室、調理実習室1室、パソコン教室4室、が整備されており、引き続き使用する。

教室・施設の利用予定は時間割表で示しているとおりでである。（資料20）

11.3. 図書資料及び図書館の整備計画

ア 蔵書構成の現状と整備計画

資料の収集方針は、設置する学部及び学科に関する学問領域の資料の収集と学生向けの学習用資料を収集することを基本としている。「禅的仏教精神による人格の陶冶」を建学の理念としていることもあり、禅や仏教に関する資料が比較的多いが、所蔵を部門別に見てみると歴史、文学、仏教、福祉、臨床心理、児童教育と多岐にわたり、これは、本学の学科構成を反映したものである。現在、小学校教諭・幼稚園教諭・特別支援学校教諭の免許や保育士資格取得に関するものだけでも3,488冊所蔵しており、新設する教育学部初等教育学科では20,000冊を整備する予定である。

なお、令和6年における全所蔵冊数は、381,725冊で、内訳は和書（本文が日本語・中国語・韓国語で始まるもの）348,719冊、洋書（和書以外のもの）32,240冊、点字766冊となっている。

同じく、雑誌は6,091冊（和雑誌5,778冊、洋雑誌313冊）となっている。中でも福祉、児童教育や教職課程等の実学に関連する雑誌の割合が高い。

各種オンラインデータベースとして、新聞記事検索「朝日クロスサーチ」「ヨミダス歴史観」、雑誌記事検索「ざっさくプラス」「日経BP記事検索サービス」、国内医学文献データベース「医中誌Web」「メデディカルオンライン」、辞書・事典オンラインデータベース「Japan Knowledge」、外国雑誌検索オンラインデータベース「EBSCOhost」が利用可能である。

今後、新設学部の教育研究用の資料も含め、これまでと同様、質・量ともに充実するように計画的に整備を進め、併せて電子ブック、電子ジャーナル、データベース等学外から接続できるサービスの拡充も行う。

イ 設備の現状と整備計画

図書館は、無聖館にあり、地下1階、地下2階、1階、2階の4つのフロアとなっている。開架冊数は119,953冊であり、閲覧座席数は1階と2階を合わせて275席を確保している。1階にはデスクトップパソコンを40台設置しており、本学の学生は自由に使用

できるほか、図書館内だけでなくキャンパス全域で WI-FI 接続も可能な環境であることから、利用者は図書館の端末に限らず、携帯及びスマートフォン等で随時資料を検索し利用することができる。また、利用者が求める文献・参考図書についての問い合わせや検索に協力するレファレンスサービスを提供している。

視聴覚教材に関しては、1 階の「楽々英語コーナー」に学生が選んだ DVD を視聴することができる 6 席の AV コーナーを設け、DVD プレイヤー、32 インチディスプレイを設置している。

また、視覚障害者を支援するための読書機やパソコンを設置し、点字図書を所蔵しているほか、学外からデータベースや検索サービスに接続できるよう整備している。

今後は、館内のゾーニング、ラーニングコモンズの導入と書物に囲まれた居心地のよい学習環境の創出、LAN 環境の更なる拡充を計画しており、教員の研究環境と学生の学修環境の整備につなげていく。

12 管理運営

本学の管理運営にあたっては、理事会（年4回開催）、常務理事会（毎月1回開催）との連携を密にすることをとりわけ重視しており、大学の管理運営状況について毎回報告するとともに、都度判断を仰いでいる。また大学の教学運営については、大学内に学園長、学長、学部長等からなる「執行部会」を設けているほか、「連合教授会」「学務委員会」「教職課程委員会」「免許資格支援センター」「教学マネジメントセンター」をはじめとする各種学内組織・委員会を設けている。

(1)執行部会

執行部会は、大学の運営及び大学の教学に関する事項を、学長の命により協議し学長の決定に従い、これを執行する機関である。学校法人側と大学側との連携を密にし、日々の課題に迅速に対応するためおかれている。学校法人側から学園長（専務理事）が出席し、学長、事務局長、文学部長、社会福祉学部長、総務部長、学務部長及び進路部長をもって構成し、学長が議長を務める。毎週2回開催し、日常的な課題について協議を行っている。（業務規程第7条）

(2)連合教授会

本学では学長、文学部、社会福祉学部及び教育学部の教員からなる連合教授会を設置し、学校教育法第93条に掲げる教育研究に関する重要事項について意見を求めている。連合教授会での具体的な事項は以下のとおりである。（花園大学学則第52条）

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了
- ②学位の授与
- ③前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が連合教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

連合教授会は、文学部、社会福祉学部及び教育学部の教授、准教授及び講師でもって組織し、学長が議長を務める。月に1回定例で開催するほか、入試判定等の際に臨時で開催する。

教育学部には、学長が指名した基幹教員ならびに教育課程で特に重要と判断する教科を担当する基幹外教員で構成する教育課程検討班を設け、入学、卒業、課程修了及び教育課程の編成検討に参加いただく。

(3)学務委員会

学務委員会は、本学の教育方針に基づき、教育課程の運営・実施など教務に関する事項や、学生生活に関する事項、外国人留学生に関する事項を審議する委員会である。

学務委員会の委員は、学長が本学の教職員から委嘱し、学務部長（委員長）、教務課長、学生支援課長、各学科・課程主任で構成される。

(4)教職課程委員会

教職課程委員会は、本学の教員養成について全学的に審議する委員会である。具体的な審議事項は、教員養成に関する事項のほかに、教育職員免許法施行規則第 22 条の 7 に定める全学的な組織体制に関する事項や教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に定める点検及び評価に関する事項である。教職課程委員会は、委員長（学長指名）、教職課程を設置する学科主任、教職に関する実習担当教員で構成される。なお、今回新たに教育学部を設置することに伴い、教職課程委員会の体制強化を行う。

(5)免許資格支援センター

センターは、免許・資格養成課程に関する事項並びに免許・資格取得等における実習・教育支援に関する事項を円滑、効果的に運営することを目的としている。センターは、センター長、センター主任、養成課程代表教員等で構成される。センターには、センター会議を置き、センターの運営その他の必要事項を審議する。

(6)教学マネジメントセンター

教学マネジメントセンターは、全学部・全研究科を対象とする全学的な教育の内部質保証のために、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、授業内容及び方法の改善を図る教学推進並びに学習支援の企画と推進の活動等を目的として設置している。

教学マネジメントセンターは、センター長（学長）、副センター長（文学部長、社会福祉学部長及び学務部長）、センター主任、センター員で構成される。センターにセンター会議を置き、センターの運営その他必要事項を審議する。

(7)各種委員会

本学は、学内にその所掌に応じて、上述の学務委員会や教職課程委員会のほか、入試委員会等計 15 の小委員会を設けるとともに、学科・課程・コースに応じてそれぞれ会議体を設けている。

13 自己点検・評価

本学では、学校教育法、大学設置基準に基づき学内に自己点検・評価の体制等を整備するとともに、認証評価を実施し教育研究活動の維持・向上に努めている。

13.1. 実施体制

本学では、花園大学自己点検及び評価規程に基づき、教学マネジメントセンターが、大学の理念・組織・教育研究活動・施設・財政その他の項目について定期的に点検を行い、現状を正確に把握・認識し、これを踏まえ改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色等について評価を行っている。

本学において自己点検・評価の検証を行う機関は、評議会である。評議会は、学長、事務局長、文学部長、社会福祉学部長、文学研究科長、社会福祉学研究科長、図書館長、総務部長、学務部長、進路部長、国際禅学研究所長及び歴史博物館長で構成されている。

13.2. 実施方法

自己点検・評価については、教学マネジメントセンターが実施方法・評価項目等を含めた実施要領案を策定し、各所掌機関に自己点検・評価の基礎資料の作成を依頼し、自己点検・評価報告書の原案を作成する。その後評議会が、自己点検・評価の基礎資料、報告書を検証し、その検証結果を教学マネジメントセンターが取りまとめ、自己点検・評価結果報告書を作成する流れとなる。

13.3. 結果の活用・公表

自己点検・評価の結果については、学内ホームページで公表している。なお、学長は、上記自己点検・評価結果報告書を基に、自己点検・評価結果において改善が必要と認めた事項に対しては、当該部署に対して是正を求め、それを受けて各部署がPDCAサイクルを回すことにより、改善につなげている。

13.4. 評価項目

本学での評価項目は以下に記載のとおりである。本学においては令和2年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準を満たしていることが認定されている。教学マネジメントセンターが実施要領において定める以下の自己点検・評価項目は、同機構が定める評価項目に基本的に準拠している。

- ① 学生の状況
- ② 入試の状況
- ③ 教務の状況
- ④ 就職の状況
- ⑤ 教職員の状況

- ⑥ 財務の状況
- ⑦ 校地・校舎、施設利用の状況の状況
- ⑧ 図書館の状況
- ⑨ 情報システムセンターの状況
- ⑩ 教学マネジメントセンターの状況
- ⑪ 地域連携の状況
- ⑫ 学生相談支援室の状況
- ⑬ 「花園大学人権週間」行事
- ⑭ 人権教育研究センターの状況
- ⑮ 心理カウンセリングセンターの状況
- ⑯ 国際禅学研究所の状況
- ⑰ 歴史博物館の状況
- ⑱ 後援会の状況
- ⑲ 同窓会の状況

13.5. 第三者評価

本学は、花園大学自己点検及び評価規程をもとに学外の評価団体又は学外の評価者による外部評価を受けることを義務づけており、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審しており、本学は令和2年度に同機構の認証評価を受審し大学評価基準を満たしていることが認定された。

令和2年度の大学機関別認証評価においては、履修登録上限を超えて単位数の登録を認めているケースに関する指摘等を受けたが、履修規程の改定や学務委員会によるチェック体制の整備により、既にこの指摘に対応している。

なお、次回は令和9年度に同機構で大学機関別認証評価の受審を予定している。

14 情報の公表

本学では、学校教育法 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法第 47 条に基づき、情報公開を行っている。情報公開は、本学ホームページの「情報公開 教育情報の公表」にまとめている。そのホームページアドレスは以下の通りである。

<https://www.hanazono.ac.jp/disclose.html>

当該ホームページにて、具体的に公表している内容を以下にまとめる。

ア 大学教育研究上の目的及び3つのポリシー

大学教育研究上の目的は、学部学則及び大学院学則に記載しており、それらを公表している。3つのポリシーはアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーごとにそれぞれ学部、大学院に分けて公表している。

イ 教育研究上の基本組織に関すること

学部、学科、課程、研究科、専攻に分けて公表している。

ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

大学組織図と役職者一覧に加え、教員数、年齢構成、教員一人当たりの学生数、教員と非常勤教員の比率や、教員ごとの学位及び業績を公表している。

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッション・ポリシーで受入れ方針を示している他、入学者数、収容定員、学生数、卒業者数を公表している。また、進学者数及び就職者数を示したうえで業種別の進路先を公表している。

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

シラバスにて、当該年度に開講する全ての科目を公表している。

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

ディプロマ・ポリシーで評価を公表し、開講科目表に卒業又は修了の認定基準を公表している。

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスマップにて、建屋ごとに施設や設備を公表している他、交通手段や耐震化率も公表している。

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

当該年度の授業料や施設設備費を公表している。

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学修支援の取組みをまとめたしおりを公表している。また、進路・就職サポート体制や健康管理に関する各種情報を公表している。

コ 学位論文に係る評価

評価基準について公表している。

サ その他

学校法人花園学園花園大学ガバナンス・コードや寄付行為、役員名簿、財務情報を公表している。

15 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

15.1. FD・SD 研修

ア FD 研修

本学では FD 活動を、「建学の精神（禅的仏教精神による人格の陶冶）を実現した人材育成の達成のため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための取組」と位置付け、様々な研修等を実施している。（表 10）

その取組は、SDGs が掲げる理念「誰一人取り残さない～leave no one behind～」の観点をふまえて、本学の中期ビジョンやディプロマ・ポリシーとして具体化しており、「1. 多様性への理解」「2. 人権意識の高揚・醸成」「3. たゆまぬ授業改善」「4. キャリア教育」を重視する内容としている。

実施に当たっては、教学マネジメントセンターが、学内講師や外部講師による研修を企画・立案し、学内すべての教員を対象として年に数回開催している。

表 10 FD 研修開催実績

実施日	研修テーマ	講師
2024/12/16	課題を抱えた生徒・学生についての高大接続	京都府立 北稜高等学校 校長 荒田 和子 氏
2024/9/17	公正で透明性の高い研究活動の推進 に向けて	京都大学 研究推進部 研究推進課長 堀之内 豊 氏
2023/7/24	学修を促す課題の設定について考える	花園大学 教職課程 木村 裕 教授
2022/10/17	学力保障を目指した教育活動における 授業外学習のあり方	花園大学 教職課程 木村 裕 教授
2021/12/6	建学の精神をシラバスに生かす	花園学園 栗原 正雄 学園長
2020/5/22	改正著作権法第 35 条について	花園大学 学務部長 師 茂樹 教授

イ SD 研修

本学では SD 活動を、「建学の精神を実現した人材育成の達成のため、教職員にとって業務上必要となる種々の知識や技能等の習得や向上につながる取組」と位置付けて各種研修を実施している。

その研修内容は、教職員が各々従事する職務に応じて「全教職員を対象とする研修」「所属組織における研修」「階層・職位に応じた研修」のように分類している。

FD 研修と同様に教学マネジメントセンターが、学内講師や外部講師による研修を企画・立案し教職員を対象に年に数回開催している。

学内における SD 研修開催実績は表 11 のとおりである。

このほか、京都の大学コンソーシアム京都など外部団体が企画している SD 研修にも

積極的に参加している。

表 11 SD 研修開催実績

年度	実施日	研修テーマ	講師
2024	2024/6/24	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	ハローワーク西陣 専門相談部門 精神・発達障害雇用サポーター 田中 和美 氏
	2024/9/11	配慮が必要な学生の学修支援について	花園大学 学生相談支援室 川勝 啓史 室長、川島 千鶴子 室員
	2024/12/26	2024 年度 SD ゼミナール政策提言レポート報告	花園大学 財務課 人見 康太 主任
2023	2023/6/5	合理的配慮を要する学生対応について	花園大学 教養教育課程 師 茂樹 教授 花園大学 児童福祉学科 植田 健男 教授
	2024/1/17	2023 年度 SD ゼミナール政策提言レポート報告	花園大学 教務課 渡邊 大樹 課員
2022	2022/9/26 2022/9/28	花園大学の財務状況	花園大学 山崎 正人 事務局次長
	2022/10/31 2022/11/11	財務諸表の見方と予算編成及びその管理	花園大学 山崎 正人 事務局次長
	2022/12/16 2022/12/20	2022 年度 SD ゼミナール政策提言レポート報告	花園大学 教務課 大西 慧 主任
2021	2021/5/17	認証評価結果を受けて	花園大学 黒川 丈朗 事務局次長 花園大学 学務部長 師 茂樹 教授
2020	2020/10/19	合理的配慮について	京都大学学生総合支援センター 障害学生支援ルーム チーフコーディネーター 村田 淳 氏

15.2. その他の教育内容等の改善を図るための組織的な取組

ア 授業評価アンケートの実施と活用

教育目的の達成状況を点検・評価することを目的として、全学部学年の学生を対象に、定期的に授業評価アンケートを実施している。アンケートは、授業内容や学生個々人の理解度等の項目を5段階評価で行う構成としている。アンケートは教学マネジメントセンターが実施、集計、公表を行っており、集計結果は、授業改善を目的としたFD研修の計画策定のほか、学科・学年ごとに回答状況を分析し、教育内容の改善を評価する指標として活用している。

イ 卒業時アンケートの実施と活用

学修成果の達成状況や学修状況などを把握、可視化するため、卒業生を対象にアンケート調査を実施している。アンケートは、ディプロマ・ポリシーに掲げる9つの項目に

ついて、5段階評価で達成状況を評価する構成としている。アンケートは教学マネジメントセンターが実施、集計、公表を行っており、集計結果は、年度ごとに各項目の肯定度合いを比較することで、教育内容の改善を評価する指標として活用している。

16 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

16.1. 教育課程内の取り組みについて

本学においては、それぞれの受講生が、大学在学中及び卒業後にどのような人生を歩んでいきたいかを想像し、そしてその想像を実現していくために大学生活をどのように送るかを考え、実践できるようになることを目標とした「学びのナビゲーション：進路を考える」（2年次対象、全学必修科目）を開設し、進路について考える機会の保障やどのような進路を選んでも必要とされるスキル（コミュニケーションに関するスキルなど）の向上などに取り組んでいる。さらに、入学当初から学生が自分なりの目標や見通しを持ってキャリア形成を行うことができるようにするために、ガイダンスを実施するほか、資格取得に関する情報提供などを行っている。

また、教育学部では、特に「教職概論」や各種の実習関連科目などを、自身のめざす教員像を構築し、あるいは再構築する機会ととらえ、教育・保育に関わる多様な人々との出会いを通じてキャリア形成の見通しを持つことのできる教育課程を編成している。加えて、定期的かつ継続的な面談カウンセリングやガイダンスを行うことで、より適切な社会的・職業的自立を実現できるようにしている。

このような取り組みを通して、学生一人一人が、確かな情報や経験などにに基づきながら、学生独自の目標や希望する進路、自己実現のための学修を進められるよう、教員の専門性を活かした指導・支援を展開し、学生自身が継続的・体系的に自身のキャリア形成についての熟考と省察を繰り返し、着実に歩みを進められる環境を確保する。

16.2. 教育課程外の取り組みについて

教育学部では、教育課程に実習が多く設定されており、これらの実習を通じて社会的・職業的自立を促すこととしているが、教育課程外でも様々な機会を提供している。

まず、京都市と協定を締結し、令和7年4月からキャンパス内に学童クラブを開設することとしている。教育学部が開設される令和8年度からは教育学部の学生も学童クラブの活動に参加することが見込まれており、実習以外でも児童との触れ合う機会が大学内に設けられることにより、より一層学生の成長につながるものと期待している。

これまで、教育職を目指し教職課程で学ぶ学生を対象とした教職課程に関する講演会や学習会も実施し、学外の研究者や校長経験者、NPO等で活動を行う職員、教員として活躍している本学の卒業生などを招聘し、教師の仕事やその魅力、着実な力量形成のための取り組みのあり方などについて学んだり、その後のキャリア形成の見通しを持ったりする機会を設定してきた。さらに、京都府や京都市の教育委員会から呼びかけられる「学校ボランティア」活動にも本学学生の参加を積極的に促している。

そもそも本学では、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間」の育成というミッションを有しており、このミッションに基づいて地域とつながり、多様な人々とつ

ながらながら、多様な活動に参画することができる機会の確保に取り組んでいる。そしてこのような取り組みを通して学生が自ら自立するようサポートを行ってきている。

こうした取り組みの一環として、2020年には「地域連携教育センター」を設立し、ラジオ番組制作プロジェクトや学生選挙サポーター活動、京都絵本フェスティバルなどの地域連携活動を実施してきた。また、こうした取り組みの充実と継続的な展開、ならびに、学生、大学、地域、それぞれの可能性の拡大をめざして、京都市右京区大学地域連携協定をはじめ、京都市右京区役所や右京警察署などとの様々な協定など、様々な場面で地域との連携を深めてきた。

教育学部においても、教育課程内の取り組みや学校教育・保育に直接的に関わる取り組みのみならず、地域連携に関する多様な取り組みに関わる機会を学生に提供することで、より幅広い知識や経験、視野を育み、自身の多様な可能性に気づきながら、着実な社会的・職業的自立を実現できるように進めていく。

16.3. 適切な体制の整備について

本学では、小規模大学の強みを生かして、所属する学生一人一人の学修の状況や変化などに関する情報を教員間で共有しながら、学部・学科全体の教育活動の質の向上と個々の学生の状況にあわせた個別の指導を両輪として、教育活動を展開している。

学生の自立を促す取り組みについても同様であり、事務局にある「進路サポート課」や「免許資格支援センター」、上述した「地域連携教育センター」などの各支援組織が教員と連携を図りながら、学生へのきめ細やかな相談や情報提供や各種の手続き等に係る支援に取り組んでいる。